

# 平成18年度 道州制シンポジウム 議事録

(平成19年2月6日 広島国際会議場)

## 主催者あいさつ

広島県知事 藤田 雄山

本日は、「道州制シンポジウム」に多数の皆様にご参加いただき、誠にありがとうございます。

さて、「道州制」につきましては、昨年2月の第28次地方制度調査会の答申を皮切りに、年末には、道州制特区推進法や地方分権改革推進法が成立いたしました。また、今月中には、道州制ビジョンの策定に向けて、「道州制ビジョン懇談会」や、経済界の方々に構成する「道州制協議会」が設置されるなど、国における検討が本格化しています。

一方、地方の側でも、先月開催された全国知事会において、「道州制導入に関する基本的な考え方」を統一見解として、初めてまとめたところであります。

「道州制」については、本来、行財政改革のみを目的としたものではなく、住民に身近な行政サービスを、できるだけ身近な地方公共団体において、自主的かつ総合的に提供することを基本として行われる、地方分権の究極の姿であると考えております。このため、この道州制の実現に向けては、住民の方々のご理解とご賛同をいただくことが大きな前提であり、皆様とともに、大いに議論をしていく必要があると考えております。

本日のシンポジウムにおきましては、第28次地方制度調査会の専門小委員会委員長として、国における道州制論議の中心的役割を担われた松本英昭様に基調講演をお願いしておりますので、道州制論議のポイントを分かりやすくお話いただけるものと考えております。また、後半のパネルディスカッションでは、地元広島の産学官を代表するパネリストの皆様や、全国に先駆けて、産学官が連携して道州制に関する意見のとりまとめをされた九州地域戦略会議からもご参加をいただき、なぜ道州制が必要なのかという県民の皆様にとって最も関心の高い内容に重点を置いて、ご議論をいただくこととしております。

本日お集まりの皆様にとりまして、このシンポジウムが、道州制や地方分権の推進を、より身近なものとしてお考えいただく契機となり、ひいては道州制導入の気運醸成につながるよう祈念いたしまして、開会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

## 基調講演 「道州制について」

講師 地方公務員共済組合連合会理事長 松本 英昭 氏

### 1 はじめに ―リアリティーある課題となってきた道州制

ご紹介をいただきました松本でございます。本日は、広島県の道州制シンポジウムにお招きをいただきまして、誠にありがとうございます。大変光栄に存じている次第でございます。時間が質問の時間も入れて1時間ということでございますので、さっそくレジュメにしたがってお話をさせていただきます。

はじめにリアリティーある課題となってきた道州制ということでございます。ただ今も知事さんのお話の中にもありましたように、昨年2月28日に第28次地方制度調査会が「道州制のあり方に関する答申」を当時の小泉総理に提出いたしました。これは、その2年前に小泉総理の方から、道州制のあり方について調査審議を求める等の諮問がございまして、これに答えて答申をしたものでございます。

道州制につきましては、最近大変活発な論議が展開されるようになってきております。

道州制というのは、以前から論議はあったわけですが、最近の論議が非常にリアリティーのあるものになってきた。このことについて、少し申し上げさせていただきます。経済界の方では、かねてから道州制についていろいろと検討されてきたわけですが、全国レベルで申し上げますと、今から1年と少し前の平成17年11月17日に、経済同友会の地方行財政改革推進部会の行政改革本部の「新しい地域主権型システム実現に向けた提言」の中で、「都道府県制度から道州制へ」ということを言っておられます。また、本年、年頭に日本経団連がとりまとめられた「希望の国・日本」の中で、希望の国実現に向けた優先課題の1つとして、道州制の導入を掲げられているわけです。

それから、全国の地方団体の方では、全国レベルでは、全国知事会で、ただ今知事のお話にもありましたように、以前から研究、検討を進められておりましたけれど、本年1月に、「道州制に関する基本的な考え方」をとりまとめられました。各都道府県では、多くの都道府県で検討が進められてまいりましたが、ご承知のように広島県でも平成16年11月に、「分権改革推進計画」の中で、「早期に道州制を目指すべきである」とされておりまして、道州制に関して有意義なとりまとめを行っておられるわけです。

政党レベルでは、平成15年の選挙にあたりまして、自由民主党の政権公約、民主党の政権公約、マニフェスト、また、平成17年9月の総選挙の際には、自民党の政権公約、民主党の政権公約、公明党のマニフェスト、これらにおきましても道州制の導入につきまして、前向きな方向で掲げられております。そして、自由民主党では、道州制調査会が設置されておりまして、素案の作成に向けた論議を進めておられるところです。

それから、地方制度調査会の動きにつきましては、すでに平成13年秋に発足しました（28次地方制度調査会の前）27次の地方制度調査会におきまして、道州制の検討をするという方向を出しまして、基本的な論点については指摘をしておりますが、28次地方制度調査会において本格的にこれを取り上げて、答申をいたしたところです。

平成16年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」、これは骨太の方針とよく言われていますが、骨太の方針の2004、それから翌年の2005、これらにおいては「道州制の検討を引き続き進める」としていきまして、その後、この地方制度調査会の答申を受けた昨年7月の基本方針2006におきましては、「道州制の導入の検討を促進する」ということといたしております。昨年の通常国会におきましては、後ほど説明いたしますけれど、道州制特区推進法案というのが出されまして、昨年の秋の臨時国会で成立したところです。そして、昨年9月26日に発足した安倍新内閣におきましては、9月29日の国会で行われました所信表明演説におきまして、「21世紀にふさわしい行政機構の抜本的な改革再編や、道州制の本格的な導入に向けた道州制ビジョンの策定など、行政全体の新たなグランドデザインを描いてまいります」とされたわけです。組閣にあたりましては、内閣に道州制担当大臣を設置されまして、後でこれも触れますけれども、道州制ビジョン懇談会の設置に至ったわけです。

この道州制につきましては、かなり以前からいろいろ構想、提言等があったわけですが、このように、今や非常にリアリティーある課題になってきたということが言えるのではないかと思います。

## 2 道州制の論議の経緯

そこで、次に道州制論議の経緯についてです。我が国におきまして、道州制の論議といわれるものは戦前からありまして、道州制に共通の理解があるかといわれると、なかなか共通の理解はなかったというのが本当のところではないかと思えます。

道州といわれるもの、又はこれに相当する政治行政の主体、行政組織機構というものは、いろいろ考えられます。1つは、地方自治体である場合ですが、この地方自治体である場合でも、これを2層制にするのか3層制にするのか。すなわち、市町村、都道府県という現在の2層制を崩さないで2層制の広域自治体としての道州を考えていくのか、今の2層制はそのままにして、その上にさらにもう1層の広域自治体をつくるのか、同じ地方自治体である道州の場合でも、このように考え方が分かれます。

それから、自治体ではなく、国の総合出先機関を置くという構想もあります。この場合でも、現在の都道府県をそのままにしておくのか、現在の都道府県はもうやめてしまって、国の総合出先機関を置くのかということがあるわけです。

3つ目は、地方自治体としての性格と国家的性格の中間団体的性格のものをという考え方があります。これは後で申し上げますが、昭和32年の第4次地方制度調査会が答申しました「地方案」というのがそういうものになります。

このように道州制とされる構想・提言等は、いろいろなタイプのものがあります。そして、沿革的に見ますと戦前からあるわけです。ただ、戦前のご承知のように知事が国の地方行政官庁でございましたから、これは別として、戦後公選知事となって早い時期から、小規模な都道府県は、地方自治を充実する観点から統合した方がよいという意見がありました。ただ、都道府県の統合を全国的に行うべきということまでは、当時は言ってなかったわけです。それに対して、当時からあった道州制といわれるものは、戦前からの構想を引き継いだものなどもありましたが、いろいろな案があって、どちらかというとな国の統制の権限を強める、国の統治をし

やすくするといった方向の道州制の論議が強かったわけです。もちろんこれには批判があり、昭和26年の地方行政調査委員会議、これはよく「神戸(かんべ)委員会」といっていますが、その勧告では、「当会議としては、道州制はこれを採用することができない」ということをはっきり言っておられます。

しかし、当時の道州制の論議はかなり根強いものがありまして、結局、昭和27年に日本が独立した後、すぐに地方制度調査会設置法が制定され、地方制度調査会が発足したわけですが、ここに論議が引き継がれたわけです。

そして、昭和32年に第4次地方制度調査会が「地方案」というものを答申しました。これは、全国を7から9ブロックに分けて、地方公共団体的性格と国家的性格を併せ有する「地方」、「道州」という名称ではなくて「地方」という名称だったのですが、そういうものを置いて、その長は内閣総理大臣が「地方」の議会の同意を得て任命するというものだったのです。そして、同時にこの「地方」の管轄区域内にある、「地方」の出先機関、今でいいますと例えば地方農政局とか地方整備局とか地方経済産業局とかありますが、こういうものをみんな一まとめにして「地方府」というものにして、「地方府」の長を、「地方」の長に兼ねさせるという性格のものだったわけです。これに対しては、知事の公選制をやめるわけですから、戦後の地方制度改革の趣旨をないがしろにする、あるいは地方自治という視点、民主主義という視点から後退ではないかという強い批判がありまして、この地方制度調査会におきまして、対案として、現在の都道府県を全国で16から17の県に統合するといういわゆる、「都道府県統合案」といっていますが、こういう案が出されました。そして、大激論の末、採決をしたのです。採決をして、過半数に1票の差で、「地方案」というのが答申されたという経緯があります。ただ、今申し上げましたような経緯ですから、この「地方案」というのは、具体的にはその後検討されなかったのです。

しかし、当時のご承知のように日本が高度経済成長期に進んでいったわけで、そういうことになると都道府県を超える行政需要が顕在化してきたのです。例えば、水の問題、交通基盤の問題、あるいは大都市圏整備の問題、そういったものが都道府県の区域を越えて生じてきます。これらにどう対応するかということについては、やはり何らかの仕組みを考えなければいけないのではないかとということが強く言われるようになりました。これに対しては、道州制の主張もありました。この場合は、国の任命制の道州制ということと言われる人はもう少なくなったのですが、道州制の提言もかなりみられました。それから、都道府県を統合する案です。また、都道府県を連合させる案です。今のEUの前々身ですが、当時EECというのがありました。そういうEECの方式に似ているものですから、EEC方式といわれましたが、そういう方式があるではないかということでした。あるいは、自治体の方には手をつけずに、国の総合出先機関を置けばいいというものもありました。このようにいろいろな案が出たわけです。しかし、これらは結果として、いずれも実現しないままになったのです。

しかし、先ほど言いましたような広域的な行政需要というのはあるわけですから、これには何らかの対応をしていかなければならなかったのです。それでどういう対応をしたかということ、結局、そのために都道府県にあった権限を国に引き上げてしまう。これは、河川とか道路などにみられました。それから、新しく国の権限を設定する、これは大都市圏行政などが典型的です。それから、国の地方出先機関、特に国の地方支分部局を設置したり、拡充しました。この

当時、地方農政局もできたし、地方建設局が強化されたということもあります。それから、公団・事業団等を設置し、またそれを拡充するなど、名前を上げればたくさんあります。これが、今、独立行政法人等という形で残っております。それから、従来どおり都道府県が処理するのだけど、その都道府県の処理に対して国の権限を強化していった、規制を強くするというようなことを行いました。

結果として何が起きたかといいますと、これは、地方分権や地方自治の方向とは反するということは言うまでもないのですが、そういうことを通じて、国に関わる組織機構が非常に膨大化したわけです。それと同時に、国と地方の関係を大変複雑なものにして、責任体制を非常に不明確なものにしてしまったのです。そして、今、大変大きな問題となっている行政改革、あるいは公務員制度改革を必要とする大きな原因をつくったということです。ただ、当時は高度経済成長期でしたから、あまりそのことが顕在化しなかったわけです。

一方では、こういうことになると、地方の側は非常に不安を抱いたのです。このままでは、どんどん中央集権的になってしまうのではないかとということで、都道府県の存在価値というのが問われている、その存在価値が薄れてしまうという危機感から、都道府県の存在価値をもっと評価する方向でなければいけないだろうという動きが生じました。そして、昭和56年に地方制度調査会が小委員会におきまして、「現在の府県制度は国民の生活及び意識の中に強く定着し、住民意識や行政需要の動向と関わりなく府県制度の改廃を考えることには重大な問題があるとする意見が大勢を占めた」ということをとりまとめたのです。当時、同時期にありました第2次臨時行政調査会、土光臨調ですが、そこでも道州制は話題になりましたが、結果として、道州制という言葉は答申には盛り込まれなかったわけで、単に「都道府県の広域化による地方圏の行政機構については、長期的、総合的な観点から検討を行う」としたのです。

私は、この段階までに、いったん、従前の道州制の論議は、終止符が打たれたと思います。特に、どちらかといえば中央集権的な道州制の論議は、ここでいったんは終わっていると思うわけです。

新たに今日に続きます道州制の論議の発端がみられるようになりましたのは、日本がもうキャッチアップの時代が終わって、成熟化社会を迎えるようになってからだということが言えると思います。それは、日本でずっと続いてきた中央集権的な政治行政体制の弊害が目立つようになってきたということで、これはどうしても、中央集権的な政治行政体制を地方分権的な政治行政体制に変えていく必要があるということが、コンセンサスが得られるようになってきたことと関係していると思います。

すなわち、道州制の論議が、地方分権的視点から、行われるようになったのです。最初は、昭和50年代終わり頃から60年代の始めにかけてのことです。それが、第4次全国総合開発計画の目標とされている「多極分散型国土の形成」ということに集約されています。その中で、地方分権の推進ということが「多極分散型の国土形成」には必要だという観点から、再び道州制的な論議が持ち上がってきたということがあるのではないかと思います。そして、平成元年の第2次行革審の「国と地方の関係に関する答申」において、「いわゆる道州制の導入に関する検討」ということで取り上げられました。そこでは「広く各界の検討を要請する。国においても、検討を進めるものとする」とされたのです。

この地方分権の課題は、道州制の論議も含めて、第3次行革審に引き継がれました。平成5

年6月に「地方分権の推進に関する決議」が、国会の衆議院と参議院で決議されたのですが、同じ平成5年の10月に第3次行革審が、この道州制について、「現行の都道府県制に代わるべき新しい広域的自治体制度（いわゆる道州制）の意義等について国として幅広い観点から具体的な検討を行う」ということを答申しているわけです。

こういうことですから、この道州制の論議というのは、本当は、平成7年の地方分権推進法に基づく、地方分権推進委員会、先日お亡くなりになりました諸井虔先生が委員長を勤められました地方分権推進委員会で議論をするようなこともあり得たわけです。しかし、地方分権推進委員会は、早い時期に、市町村の枠組みとか、都道府県の枠組みといったものを取り上げると、「そういうことが先に決まらないと分権ができない」というようなことを言われることを危惧して、それを切り離そうということで、一旦枠組み議論というものを棚上げにするということをしたのです。ただ、このことについては十分に問題意識があったわけで、平成13年7月に地方分権推進委員会が終わるわけですが、その前の6月に出された最終報告においては、「広域的な地方公共団体としての都道府県のあり方の見直しも視野に入れた、新たな地方自治制度に関する様々な提言が、より現実性を帯びてくる可能性がある」という指摘をされていたわけです。こうして、この枠組み論というのが、地方税財源問題とともに、今後に残された地方分権改革の大きな課題だということが、すでにこのときからはっきりしていたわけです。

このように申し上げますと、よくわかりいただけだと思いますが、私が先ほど申し上げました27次地方制度調査会、あるいは28次地方制度調査会で、市町村のあり方とともに、都道府県のあり方としての道州制の論議を取り上げたのは、極めて自然な流れであったわけです。このことを十分に理解をしていただきたいということと、今日の道州制論議の流れというのは、取りも直さず、地方分権の推進ということ及びそれと表裏の関係にある地方の広域レベルでの自立的圏域の仕組みをどうつくるかということとの関係において論議がされているのだということ肝に銘じていただきたいのです。

しかし、現実には、今も昔の古い中央集権的な道州制を唱えられる人がいないわけではありません。有力な方にもおられます。ですから、これから道州制を論議する時には、これからの道州制というのは、そういう古い昔の中央集権的な道州制ではない、新しい時代に要請されている道州制なのだということをも十分に理解していただきたいということです。

### 3 今日における道州制の論議と道州制導入の趣意（意義）

#### （1）総括

次に今日における道州制の論議と道州制導入の意義ということについてです。

最初に総括的に申し上げます。我が国におきましては、人口減少とか、少子高齢化社会の到来、あるいはグローバル化の進展などの時代の潮流に適切に対応するとともに、将来に向かっての創造的発展を図るための改革が進められているわけですが、こうした改革というのは、やはり地方分権の視点を欠かすことができないのではないかといえます。しかし、その地方分権というのは、現在ではとても実現しているとは言えず、これから地方分権の推進を、以前にも増して加速させていかなければいけないわけです。

そのためには、国と基礎自治体の間に位置する広域自治体のあり方を見直すことにより、国の側と地方の側の双方の政府を再構築する。そうした意義の道州制の導入ということを考えて

いく必要があるだろうということです。地方分権を加速させていく道州制，こういうものでなくてはならないということです。そして，国の役割は，本来国が果たさなければならないようなものに重点化し，純化することによって，国家として対応すべき課題への高い問題解決能力を有する国にしていくということです。そうした国家で対応しなければならないような仕事にこそ，国は全力を集中し，資源も集中してもらいたい。国内のことは，原則として地方に任せしていく。そして地方も，基礎自治体を基盤に，基礎自治体が処理できないことを広域自治体が処理するといった体制に持っていく必要があるだろうということです。地方分権とともに，国と地方を通じた力強く効率的な政府の実現を図るということこそ，道州制を考えていくことの総括的な意義なのです。

## （２）都道府県制度についての考え方

そうしますと，次に出てくるのは当然，では今の都道府県ではそれができないのでしょうかという問題です。このことにつきましては，いろいろ評価もありますが，一般的に考えて，今の都道府県というのは，明治21年の暮れに現在の愛媛県から香川県が分離してから，ずっと約120年変わっていません。その構成・区域が変わっていないのです。これは，常識的に考えても，それから今日までの間の大きな状況の変化を考えると，本当にそれでいいのだろうかということは，当然皆が気付くことです。このことは，都道府県のあり方を考える大きな背景になっているのではないかと見ています。

そういうことも踏まえて，現実の都道府県が今どういう状況に置かれているかということを考えてみます。1つは，市町村合併の進展との関係です。この広島県は，平成の大合併といわれる市町村合併で，全国で一番市町村合併が進展しているところで，実に，市町村は以前の4分の1近くにまで減っています。こういうことになってくると，1つの都道府県の市町村の数というのが，広島県は23ですが，10から20台まで減っているところも見られるわけです。それから，市町村の面積もだいぶ拡大しています。現在の新しい高山市というのは，香川県や大阪府よりも面積が大きいわけで，大体東京都と同じぐらいの面積があります。そして，こうした規模能力を備えてきた市町村に，都道府県からどんどん権限が下りているのです。このこともこの広島県は，知事さんのご勇断で，全国で最も進んだ県で，市町村への事務移譲が大幅に行われています。こういうふうになってきますと，都道府県が，今までと違ってくるのではないかと思います。都道府県の役割とか位置付けというものをもう一度考え直す必要があるのではないかとということになってきています。

それから，2番目は，都道府県を越える広域行政課題とは何だろうか，どういうものになってきているのかということがあります。以前から，都道府県を越える広域行政課題はあった。それは，水資源の問題とか道路等の交通基盤整備の問題，大都市圏行政だということを申し上げましたが，最近の都道府県を越える広域的需要というのは，そうしたものが引き続きありますが，同じ交通基盤整備でもネットワーク的な交通基盤整備，面的な交通基盤整備，そのほか，幅広い視点からの水系管理，国土保全管理，環境管理，また，広域的に取り組むべき産業振興とか，観光振興，自然的，又は歴史的な価値の保全，圏域的な交流の場の形成，そして広域防災とか広域警察というものがあります。これらはよく考えてみると，いずれも広域で総合的に対策を講じていかなければならないのです。同時に，そのためのソフトの構築ということが非

常に重要です。現状では、都道府県が協力をして数都道府県でこうした広域行政需要に対応していくということになるわけですが、それがなかなか困難です。数都道府県で対応することが困難な上に、その広域の範囲には国の出先機関があり、それから、国の独立行政法人の仕事がその中にあるというようなことがあります。現行の体制のままでは、こうした都道府県を越える行政需要に、総合的に、そしてソフトの構築ということを重視して対応していけるのかという問題があるということです。

それから第3番目には、先ほどから申し上げておりますが、広域自治体として、地方分権の確かな担い手になることができるのだろうかということです。都道府県がいくら一生懸命やろうとしても、国の権限や財源が下りない。あるいは、国の地方出先機関や独立行政法人などが自分の所管の事務を手放さない、その連絡もうまくいかない。こういうことが現実にあるわけです。こういうことを解決するために、都道府県に権限を下ろしてください、財源を下ろしてくださいと言っても、国の方は、それは都道府県の範囲が狭いから駄目だ、能力がないから駄目だ、こういうことは広域的な関心事だから国でやらなければいけないなどと言ってくるわけです。そういうことで、都道府県がなかなか地方分権の担い手になれないということがあります。

以上のような都道府県制度の問題があるということです。

### (3) 道州制が目指すべきこと

このようなことを考えますと、道州制というのはどういうことを目指していくべきかということが、自ずからわかると思います。1つは、やはり地方分権や地方自治の充実強化という方向であります。どうしてもそちらの方向でなければならぬということは、私が経緯について申し上げましたことでおわかりいただけると思います。そして、国は、本当に国として果たさなければならないような仕事に重点化し、また純化するのです。ときどき重点化と純化は同じではないかと言われますが、全く同じというわけではありません。重点化というものは、そちらに片寄せるといふことですし、純化ということは混じり気をなくするということなのです。混じり気をなくするということは、ある者の仕事としたことについては他の者は口ばしを入れないということです。他の者の仕事にいろいろなことをとやかく言わないということも含んでいるわけです。そういうように、国の仕事は重点化、純化をしていくのです。そして、地方の仕事は、基本的には市町村が、そしてその次には広域自治体が処理するという体制をとり、「権限」も「財源」も「人と組織」も、三位一体でこれに移していく。そうした道州制の制度を導入するということが、目指すべき方向です。先ほども言いましたが、地方団体は能力がない、地方団体は区域が狭い、もっと広域の立場で処理しなければならないというようなことは、もう言わせないという体制に仕上げる必要があるのです。

2番目には、自立的で活力のある圏域の形成です。こうした圏域の形成が地域経営戦略として意義のあることは、先ほども取り上げました第4次全国総合開発計画においてははっきり示されています。それでこそ、多極分散型国土の形成ということが基本目標にされたわけです。ところが、我が国におきましては、地域における様々な事柄や事象を、中央が集約して中央が決定し、または判断や見解を示して、それにしたがって地域で対応するというプロセスが多くの分野で見られます。特に政治・行政では、長い間そういうスキームが根強く維持されてきてい

ます。こうしたことから、あらゆる面の価値体系が中央を中心としたものになっております。結果として、人口、産業、金融、情報、学術、文化等の東京圏への著しい集中が進んでいるわけです。このような状況に対して、これまでも多極分散型国土の形成というようなことが政策として掲げられても、なかなか効果が上がらない、成果が上がっていないということは、ご承知のとおりです。

それでは、地方にそれだけの能力がないのかといいますと、そうではないわけで、現在我が国のブロックと言われる圏域について見ますと、比較的區域や規模の小さい四国であっても、人口におきましてはノルウエー、域内総生産におきましてはポルトガルやフィンランドに匹敵するものとなっております。この中国地方で、人口はオーストリアやスイス並み、域内総生産はスウェーデンやベルギー、スイスよりやや多いという状況です。ブロックという単位で見ますと、それぞれこうした西欧の一国に匹敵する相当な規模と能力を現に持っているわけです。ところが、そうしたポテンシャルを活かしていけるような体制かということ、そうはなっていないわけで、相変わらず、先に申し上げましたような国、地方を通じた価値体系があって、このままでは各圏域のせっきくのポテンシャルを活かしていくことができないのではないかとことです。こうしたことで、やはりブロック単位の圏域ぐらいの大きさでもって地域経営戦略を考えていくことが重要になっているわけです。それぞれの圏域が創意工夫を凝らして、創造的發展をすることこそが重要ではないかというのが2つ目です。

3つ目は、行財政改革との関係です。それを言うと、すぐ、「道州制は行財政改革のためなのか」と言われるのですが、先ほど申し上げましたような目指すべき方向があって、加えて、行財政改革も1つの目指すべき方向でしょうということです。すなわち、行財政改革を通じて、効率的な政治行政システムを構築するということも、1つの目指すべき方向であるということです。私はこの行政財政改革を単に経費節減とかリストラとかいう意味で言っているわけではありません。それは、人口減少の時代でも我が国として発展していくためには、一人当たりの能力、すなわちパー・ヘッドの能力というものを増すことが必要なのです。したがって、いろいろなところで使われてきた資源を“人間力”の向上に向けていかなければならないのです。政治行政に使われている資源、こういうものも、できるだけ“人間力”の向上に使えるようにしていかなければいけないのです。そういうことを考えますと、この行財政改革を通じて、政治・行政の方に使われてきた資源も、できるだけ人間の能力の向上の方に使っていけるように切り替えていくシステムが必要だろーと思ひます。道州制は、やはり、そういう方向を目指していけるものではないかということなのです。

#### 4 道州制の制度設計

##### (1) 基本的事項

次は、道州制の制度設計です。この制度設計の問題は、地方制度調査会の答申に沿ってごく簡単に申し上げます。

最初の基本的事項ということなのですが、このことは27次と28次の地方制度調査会を通じて言われていることをまとめています。1つ目は、先ほど申し上げましたように、中央集権的指向の道州制はとらない。これを裏返しますと、道州は必ず地方自治体とするということです。2つ目は、連邦制のような制度はとらない。3つ目は、都道府県に代わって広域の自治体

を置く，すなわち2層制です。3層制などはとりません。4つ目は，これは地方制度調査会でもいろいろ議論があったのですが，憲法改正ということは確かに話題になっていますが，憲法改正がなければ道州制が導入できないということはやはり困るだろうということで，現在の憲法の下でも道州制が可能なような仕組みにすることです。この4つを基本的な事項としているわけです。

## (2) 道州の区域

道州制の区域は，いろいろな要素や条件を勘案しなければならないでしょう。しかし，答申では，具体的な区域の引き方というのは，まず国が道州の予定区域を示す。そして，都道府県は，区域内の市町村の意見を聞いて，一定の期間内に協議による意見，これは変更等の案もあるのですが，そうした意見をまとめて国に提出できる。国は，その意見を尊重して，区域に関する法律案を作成するという手続とするのです。このことは，国と地方の共同作業で進めるといことなのです。

そして，答申では区域の例を示していますが，これは案ではありません。これは，道州制といってもイメージがはっきりしないかもしれないので，イメージに資するために区域例を示すということで，区域例を3つ出しています。ご当地でいいますと，中四国にする例と，中国と四国を分ける例との2つです。しかし，いずれにしても，これからいろいろ多角的に検討されるべきです。

## (3) 道州の事務

道州制の事務ですが，今，都道府県が実施している事務は大幅に市町村に移譲して，現在国，特に国の地方支分部局が実施している事務は，国が本来果たすべき役割に関わるものを除いて，できるだけ道州に移譲します。結果として道州は，国の事務であったものを道州に移譲するものと，都道府県の事務であったもので市町村に移譲できないものを処理することになります。このことを基本として，答申では大きくりにした事務の類型を掲げて，また別紙で国と道州の事務配分に関するメルクマールをかなり細かく書いています。その上で，道州のイメージを参考として掲げました。

私は，道州制というのは，今まで都道府県の事務であったもののうち，大幅に市町村に事務を移譲して，どうしても移譲できない，特に広域事務を中心としたものと，それから今まで国が所管していたもので，大幅に地方に下ろせる事務，この2つをドッキングさせて，“化合”させて，新しい道州という政府をつくっていくものだと考えています。そういう道州にふさわしい事務，あるいは権能というものを道州は持つことになるということです。

## (4) 道州の組織機構

それから，道州の組織機構ですが，道州の議会につきまして，議員は道州の住民が直接選挙するということです。道州の長ですが，これは議院内閣制の議論もありましたけれど，議院内閣制となりますと憲法問題があるものですから，長は直接公選ということとしています。

#### ( 5 ) 道州制の下における市町村

道州制の下における市町村ですが、先ほども申しましたように、今都道府県が処理している事務はできるだけ市町村に下ろします。その時のイメージとしては、現在の市町村で言えば少なくとも中核市ぐらいの事務を処理することが考えられます。

#### ( 6 ) 道州制の下における大都市の制度

それから、道州制の下における大都市制度ですが、これは、道州制の下においても、大都市の特例は認めることとしなければいけないでしょうということです。

#### ( 7 ) 都道府県であった区域の取り扱い

それから都道府県であった区域の取り扱い。これは、そういうものは後腐れのないように、痕跡を残さないようにした方が良くはないかと言う人もいますが、やはりこれまでの都道府県の区域というのは、かなりいろいろと、人々の生活に、あるいは活動に、根を下ろしていますので、何らかの位置付けをする。ただし、これは地方団体ではない、政治・行政体ではないということです。非常に軽いもので言うなら、今、郡がありますが、ああいう地理的区画のようなものにするとということも考えられますし、もう少し重きを置いて、行政の組織と関係をつけるということも考えられます。

#### ( 8 ) 道州制の下における地方税財政制度

それから、道州制における地方税財政制度です。国から大幅に事務が下りてきますから、当然、事務が下りてきたことに対する必要な財源措置は、国から税源が移譲されなければいけないわけです。ただ、ここで言えるのは、やはりその際も、道州制になったことによって節減できる経費は落して、税源移譲をしてもらうのです。そうでなければ合理化、効率化になりませんから、そのことだけははっきりさせていかないといけないと思います。それから、当然、道州制になりましても、地域間の税源の偏在というのはありますから、財源調整の仕組みは必要でしょうし、知事会の基本方針で言うておられるような共有税の考え方というのを取り入れることも検討できると思います。

#### ( 9 ) 道州制への移行

それから、こうした道州制にどう移行していくかということです。これは、道州制を採用することが決定された後の話なのですが、人によりましては、道州制は理解が得られたところだけ導入すれば良いではないか、最終的に道州となれないところも残っても良いのではないかということをする人もいますが、それでは道州制になったことになりません。したがって、最終的にはすべてが道州制に移行するということをはっきりさせた上で、先行して実施していけるようなところは先行して道州制を採用しても良いではないかという考え方をとっています。

### 5 道州制の導入の判断とプロセス

以上に述べたような道州制の導入と判断のプロセスです。道州制の導入の判断とプロセスの問題は、道州制の導入は都道府県制度の見直しにとどまらず、国と地方の双方の政府のあり方

を再構築するものでございますので、やはり幅広い国民の議論が必要です。これから、広範な議論を踏まえて、引き続き検討していくこととなりますが、この国民的論議の高まりにも資するような役割を政府は果たしていく必要があることを指摘しています。

このことについて、安倍総理は、国民的論議の高まりに向けて道州制担当大臣を任命されましたし、道州制大臣の下に道州制ビジョン懇談会を置くこととされたということです。そして、道州制の論議が高まってまいります場合に、この道州制導入に向けた推進法制というのも考えられるのではないかとということです。ここで、「道州制の論議が高まってまいります場合に」としてありますので、道州制の論議が高まらなければ推進法制というものは整備しないのかと受け取られることもあります。この意味はそういう意味ではなくて、推進法制の整備を道州制の論議の高まりと関連付けるのだという意味合いで書かれています。

以上が、一般的な道州制についてです。

## 6 道州制特区推進法

道州制特区推進法というのが、先ほどの藤田知事のお話にもありましたように、昨年の秋の臨時国会で成立しました。

これは、一般的な道州制の導入とは異なりまして、広域の特定の地域を道州制特別区域として、特別措置等を講じるものです。この構想は、現在でも道州制の区域として考えられる圏域を構成しています北海道の区域について、まず考えられたものであることは間違いありません。北海道にある国の地方支分部局や地方出先機関の管轄区域も北海道全体の中で収まっているわけですから、今一つは、北海道には、本土と違い、国の北海道開発局という強大な力を持っている地方支分部局があって、北海道の自治が弱められているという現実があります。そういうことでありますから、私が聞いている限りにおいては、小泉総理と高橋北海道知事との間の話が発端だったようです。これを受けて北海道が検討を進められて、「分権型社会のモデル構想 北海道から道州制を展望して」という提案を平成15年8月にされたものを、政府が受け止めて検討して法律にされたということです。

もっとも、先程の北海道の提案がそのまま道州制特区推進法に盛り込まれているわけではありません。その具体的な特例措置は、一般の都府県ですでに都府県の事務となっているようなものが、道の場合には国が実施しているような事業がありまして、これは2級河川とか、あるいは開発道路と言われているものですが、こういうものの一部を北海道が特例措置によって処理することができるようにするというものが主なもので、その他の全国的に国が処理しているものについては、例えば商工会議所に関する国の監督の一部とか、調理師養成施設の認可とか非常に限られたものです。

したがって、この道州制特区推進法による道州制の試みというものが、地方制度調査会の答申でいう一般的な道州制のモデルであるとか、先駆的なものだというのは、私はちょっと今の段階では言いがたいという気がします。しかし、その中に政府が定める道州制特別区域基本方針というのがあり、事務の特例等も掲げられることとなっているのですが、それを、提案を通じて改訂していく、充実をしていくとされていますので、この提案を通じて、今後特別措置が拡大していくことが想定されます。当事者は、「小さく産んで、大きく育てるのだ」ということを言っていますから、それを期待しています。

## 7 道州制ビジョン懇談会

次に、道州制ビジョン懇談会についてお話させていただきます。道州制ビジョン懇談会は、安倍内閣に道州制担当大臣が置かれ、所信表明演説で道州制ビジョンを作成するというをおっしゃったわけですが、それを受けて、道州制担当大臣の下に道州制ビジョン懇談会を置くこととされたものです。去る1月26日、道州制担当大臣の下に道州制ビジョン懇談会が設置されることが発表されました。道州制ビジョン懇談会は、道州制導入に関する基本事項を議論していくということですが、道州制の導入により実現される地域社会や経済社会の姿とか、道州制の下における新しい国、地方の制度像などについて、基本的事項として検討するという事になっています。こういう基本的事項の検討もあるのですが、一方では、道州制のことについて、幅広く国民の論議を高めるという役割も考えられているわけです。そういうこともありますので、道州制ビジョン懇談会のメンバーに加えて、道州制協議会というものを設置することにしておられます。これは、全国のブロックの経済界の方々を構成員とするということで、この中国からも中国経済連合会の福田会長さんが、入っておられるようです。

この道州制ビジョン懇談会は、来週早々に初回の会合が持たれる予定で、私もその席で、地方制度調査会の答申について話すことになるかと思えます。まだ確定しているわけではありませんけれど、たぶんそういうことになろうかと思っています。

## 8 韓国における済州特別自治道制度

最後に、韓国の済州特別自治道制度について、お話をさせていただきたいと思えます。この韓国の済州特別自治道制度というのは、2003年に盧武鉉大統領が提唱されたものですが、すでに昨年7月から施行されています。この済州特別自治道には、大変参考になる制度の仕組みが入っているので、ご紹介しておきます。

まず、この済州特別自治道について定めている法律には、「この法律は済州特別自治道の組織・運営について、中央行政機関の権限移譲及び規制緩和等において、他の法律に優先する」と書いてあります。次に「外交、防衛、司法等の国家存立事務を除外した事務について、段階的に済州特別自治道に移譲する」と書いてあります。そして、その移譲計画を遵守しなければならないことが法律に明記されています。今回は、まず、果敢な権限移譲という言葉を使っていますが、果敢な権限移譲及び条例への委任拡大として、移譲件数688件と、条例への移譲、これは立法権の移譲ということになりますけれど、374件を実現しています。今後も、国務総理の所属の下に済州特別自治道支援委員会を置きまして、さらにこの特別措置を拡大していくことを検討していくということです。

また、法律案提出要請権というのを認めていまして、その立法への反映ということも手続的な規定を置いております。つまり、済州特別自治道知事は、済州特別自治道支援委員会にこうしたことを法律に反映するようにということを要請をすることができ、その要請を受けると政府はそれを検討するという事になっています。

それから、これまで設置されていた国の特別地方行政機関のうち、国土管理、中小企業、海洋水産、環境及び労働に関する事務を担当する特別地方行政機関の事務を優先的に移管する。すなわち、こういう地方出先機関の事務は、済州特別自治道に移譲し、そのうえで、今後は新

しい国の特別行政機関は設置しないということとしています。

それから、財政につきましては、地方財政権の強化として、弾力税率の適用ということをおっしゃっています。ご承知のように税率には、標準税率、一定税率、制限税率とありますが、標準税率については、100%の加減を認めるということです。100%の加減を認めるということは、0にしても良いし、倍にしても良いということです。それから、一定税率に対しても、0にしても良いし、倍にしても良いのです。それから制限税率の適用は、一部について税率の2倍の範囲内で調整でき、その税率調整は一切国の関与は受けないということになっています。

こういうように、非常に参考になる制度が、済州特別自治道では実現されています。私は、韓国のテレビの三大ネットの1つから、突然取材の要請を受けまして、この制度の感想を求められましたので、施行前に調べたものです。現実はどうなっているのか、まだそのフォローをしていませんので分かりませんが、日本よりは、はるかに進んだ制度になっていると率直に関心したところです。

ちょっと長くなりましたが、今から質問を受けさせていただきますので、どうぞ質問のある方はお願いします。

#### 《 質疑応答 》

##### 参加者

私は、京都府で道州制を担当しております。今日は、非常に整理されたお話でわかりやすく説明をしていただきまして、どうもありがとうございました。その中で、先生のお話を伺いまして思いましたのが、道州制というのは都道府県のあり方の問題だと認識されていると思うのですが、実は道州制が成功するかどうかというのは、市町村のあり方が非常に大事だということをおっしゃいました。その中で、先生のお話の中で、地方制度調査会の中で道州制の下における市町村というのは中核市程度の規模が望ましいというか、それぐらいでという話があったのですが、京都府の場合も市町村合併は進んでいるのですが、人口が何千人単位の村が残るといった状況もあり、道州制が導入されるまでにすべての市町村が中核市程度になるとは考えられないと思うのです。そんな中で、そんな小規模市町村をどういった形で支えていったら良いのか。それは、水平補完といった形が良いのか、道州が支える垂直補完か、どういった形が良いのか、道州制が導入された場合に、どういった形で小規模市町村を支えていったら良いのかといったあたりをお聞かせ願えたらと思うのです。よろしくお願いします。

##### 松 本

私は、道州制の下における市町村は、中核市の規模にならなければいけないといったわけではないのです。中核市の規模になるには人口30万いりますから。そういう意味ではなくて、中核市が今所管しているくらいの事務はどんな基礎自治体でも処理をするということぐらいを考えなければいけないということです。つまり、権限から言えば中核市と同じということです。

そこで、今、ご心配のある、そうは言っても小さなところは残らざるを得ないではないかと、それをどうするかという問題は大変重要なことです。この問題はおそらく現在の市町村合併特

例等法が平成22年3月31日に失効することになっていきますから、その後の措置について検討を始めなければいけないと思います。これは、私の個人的な見解ですが、どうしても小さいところが残ると思うのです。残らざるを得ないし、残るだろうと思うのです。その時に、今私が言っている道州制になったら中核市程度の事務権限は基礎自治体で処理してもらおうということと、どう調整するかという問題ですね。私の考え方は、その場合は垂直補完はやるべきではない。道州制になって、また道州が小規模なところの事務をやるなんていうことは、制度矛盾も甚だしい。これは、基礎自治体レベルで何らかの関係で処理せざるを得ないのです。その時に、自治体の連合とか、事務の委託とか、そういう形で対応するということは、非常に抵抗が予想されるし、制度的にも問題があるだろうと思うのです。

ですから、結局、私は現在の職員派遣の制度と、機関及び職員の共同設置の制度、少し制度改革はしなければなりません、この2つを通じて処理をするようにすれば良いと思います。具体的に言いますと、共同設置の場合ですが、例えば、Aという小さな町村が自分のところで事務を処理できない時には、B市でもC市でも、また一緒にでも良いのですが、その職員との共同設置をして、あるいは機関も共同設置をして、そのうえ、昨年地方自治法を改正した副市町村長の制度を使って、A町村の担当副町村長をB市又はC市に常駐させたら良いと思います。そして、これも地方自治法で改正された事務委任の規定を使って、Aの町村長の事務・権限をその副町村長に委任するのです。事務委任をして、副町村長が共同設置をした職員や機関を指揮して事務を処理させるのが、私は一番いいと思います。

## パネルディスカッション

### 「道州制の意義 ～なぜ道州制が必要なのか～」

コーディネーター：中国地方総合研究センター理事長 櫛本 功 氏  
パネリスト：九州地域戦略会議道州制検討委員会委員長 石川 敬一 氏  
広島電鉄株式会社代表取締役社長 大田 哲哉 氏  
広島大学大学院社会科学部研究科長 川崎 信文 氏  
三次市長 吉岡 広小路 氏

櫛 本

司会をさせていただきます櫛本でございます。よろしくお願い申し上げます。

私は、道州制というのは、人様がお考えになるよりも、かなり早くなるのではないかと考えております。ある日突然、黒船が来るが如く、「さあ、道州制」ということになって、多少の余裕期間もありましょうが、そうは言っても地方が慌ててその案が良いとか悪いとか言っても、あまり時間はない。代案を作ってみてもいくつかの欠点があって、足元をさらわれて、中央のご意向のまま、ぱかっと道州制になるという可能性がないわけではございません。現在、道州制に至るまで多少時間があるかと思しますので、早めに地方の意見をいろいろな方面から検討して、我々の腹の中に収めておくべきではないかと思えます。

そういう意味で、現在、各地域で道州制のご議論がございますし、今日、お隣にお見えいただいています九州でも、いろいろな産官学の方々が合い集まられて、「道州制に関する答申」というのを昨年10月に出されています。私も拝見しましたが、素晴らしい案を九州でおつくりです。

当中国地方の各県でも、我々は広島県ですが、広島県でも結構早くから道州制の議論を展開しています。実は、平成15年に広島県の道州制に関する審議会を立ち上げました。それが、お手元でございます「新しい広域自治体を目指して」という見開きのパンフレットに要約してあります。こういうものを、平成15年から2年かけて審議会で議論しました。この審議会の会長さんは、当時の中国経済連合会の会長さんでいらした高須会長です。その下で24名の審議会の委員で議論しました。

その24名の中のうち、15名の方が小委員会をつくり、実質的な討議をやりました。2年間で18回委員会をやりまして、議論したわけです。その議論の中にご参加いただきましたのが、県議会の方々、それに市町村の代表の方々、その代表の代表が今日の一番向こう側にいらっしゃいます三次の吉岡市長さんです。経済界の代表もたくさんおられますが、その中の代表が今日お見えの大田社長さん、それから学識経験者として川崎先生が、今日の代表としてもお出ましいただいています。そういった方々と小委員会で、いろいろな角度から議論して煮詰めて、その報告書がこの白い表紙の冊子ですが、これを平成16年11月に広島県知事、藤田知事さんに答申を申し上げました。

その後も、広島県と川崎先生、広大と広島県が共同で、昨年は4回、中央からいろいろな方々をお呼びして、地方分権懇話会を続けてこられました。川崎先生がまた来年度もやりたいとお

っしゃっておられますので、ご期待申し上げております。そういう意味で、広島県は結構早くから、そして連綿として、この道州制に関する議論を闘わせているということです。

今日もその一環として、大変貴重な良い基調講演をいただきました。そして、九州からもお知恵を授かって、ぜひここで皆様方と一緒に、道州制について考えようと思います。私たちの子どもや孫たち、そういう次の世代の人々の社会をある意味で決定する1つの重要な局面になるかと思しますので、ぜひとも熱心なご参加をお願いしたいと思います。

今日は、大変多くの方々にお集まりいただきまして感激をしております。時間は5時に終了と予定していますが、今日のやり方を大雑把に申し上げますと、1時間40分ぐらいしかございませんが、ざっと2つに分けて、前半では「なぜ道州制が必要なのか」という本日のテーマを、まず最初にやらせていただきます。

その次には、道州制はメリットがあるから道州制にしようということなのですが、そうは言っても、どんな改革でもメリットばかりではない、デメリットもありますよという、「道州制のメリット、デメリット」の話を第二段階でしていただこうと思います。

その後、最後に一言という形で、「道州制に至るまで我々は何をするべきか。どういうことを気にしながら、どういうことに精力を注ぎながら道州制に至るか」ということをお話いただきたいと思えます。道州制に至るまでに、予め早くからタックルして解決できるものは解決したら良からうと思えますが、それは一体何だという、そういうお話をしていただければと思っています。

それでは、早速パネラーの方々のご意見を賜りたいと思えます。前半は、向こう側からお話を賜ります。まず、三次の吉岡市長さんからお話をお願いします。

#### 道州制導入議論が必要となった背景、現行制度の問題点等

吉 岡

三次市長の吉岡でございます。よろしく申し上げます。私は市町村長で、広島県は86市町村があったのが、今は23の市と町ですから村長はいなくなりましたが、その23の市町村の代表として来ていますので、合併を経験したことでありますとか、率直な意見、話をさせていただきながら皆さんのご意見を聞かせていただけたらと思えますのでよろしく申し上げます。

まず、なぜ道州制導入が必要になったかということですが、先ほどの基調講演の中で、松本先生が内容的にはうまくまとめてお話をいただいたと思うのですが、実はその中でなかった部分というと、1つは、いわゆる合併をさせられた市町村の恨み辛みです。ここの部分が全くないということです。これはなぜかということ、やはり小泉改革から始まって、国の三位一体改革、我々は国も地方自治体も借金を抱えてもうやれなくなってきました。みんなで枠組みを変えましょうと言ってやり始めたのが、三位一体改革であったはずですが、それが、今出来上がったのは、実はいわゆる基礎的自治体、市町村の合併のところだけが完結した段階で、後は、都道府県なり、国の中身でありますとか内容でありますとか、いわゆる行革、ここの部分がきちんとできているかどうかと考えてみたときには、この部分が全くできていないということです。市町村ばかりがいじめられて、合併をさせられて、もちろん議員さん方は少なくなるし、我々も、これもまた合併してから総務省からいじめられて、今日は総務省の方がいらっしたらや

やこしくなりますが、まだ、未だに指導を受けながら、職員の削減を言われたり、いざ合併をして何とかかんとかやっけていけるだろうと思ったら、昨年からの夕張ショックがありますので、またこれでさらに輪をかけられたように、財政問題とか組織の問題とか展開をしています。

もちろん、自治体として合併後のまちづくりを、うまく行財政改革もやりながらやっけていくというのは当たり前の話ですが、実はその中で、本当に都道府県、国、市町村以外のところの改革はいったいどこにされているのだろうかというのを疑問に思うのが、我々、市町村の首長の立場で言うと、そんな思いをしています。

これまでの国の役割とか、地方の役割をもう一度見直そうとかという話は、先ほどの基調講演の中でもありましたが、では国が果たして、国の役割を考えていく方向にあるのか、あるいは、都道府県、広島県を含めてどうなのかというのを考えた時に、職員の削減の問題だけをとってみても、国の方は国家公務員を減らしましたという話をされますが、隣りに川崎先生がいらっしゃって言いにくいのですが、大学は特殊法人になりました。法人になったから、そこに勤めている職員は、国家公務員ではなくなりました。郵便局は、公社になりましたから、これは国家公務員ではないので、公務員は削減しましたということで、名前を変えただけなのです。実際に権限とか仕事、あるいは予算といったことで削減が行われているのはごくわずかです。さらに広島県を見ても、権限移譲を行っていただいています、その先の枠組みでありますとか、広島県としての行財政改革がはっきり示されているかどうかというところは、やはり完結していないのです。

これをどう国なり都道府県のところで最終的な行財政改革、地方分権を含めた改革の行き着く先は、もう残りは道州制の導入以外にないという思いで、私自身は道州制議論もやってきていますし、市長会とかを通じてこの話をさせていただいています。

その中で、一番議論になったのが、先ほどの質問にもありましたように、合併をした後の基礎的自治体で、能力があるのかどうかというところが必ず出ます。今、おかげで広島県は全国でもトップランナーの権限移譲をやっていただいているところなので、三次も率先して合併後のまちづくりの中で、身近な住民サービスは全部県ではなくて基礎的自治体でそのサービスを展開させていただこうということで、正式には平成17年度から17年、18年という形で取り組んでいるのが現状です。そうしますと、最終的に私自身も17年、18年と権限移譲とかに取り組んでみて、改めて自信を持って言えることは、県が今やっている身近な住民へのサービスは、基礎的自治体で人口に関わらずきちんとできる。その中で、新しい枠組みをつくっていく道州制に向けての方向が必要であるというのを、改めてつくづく感じさせていただいています。

今日は、県会議員の方が少ないようで、選挙も近いので大変だろうと思います。今日、来られている方は、優秀な県会議員なので言っても大丈夫だと思いますが、私は経歴からいうと市議会議員をして、県議会議員をして、市長をやっていますから、県議会にいて、県庁というところは中間管理職のような組織でありますから、いろいろやってみて、県庁というところはもういらぬなという思いを、仕事をしてきて持っています。県庁の職員の方がたくさんいらっしゃって申し訳ないと思いますが、それよりも大きな広域の自治体で能力を発揮いただく方が、本来あるべき姿になるかという思いを持っています。道州制の必要なところは、松本先生にお話をいただきましたので、私は分権、それから合併、その後に来るのは当然、都道府県と国

の改革でなければいけない，ここがまだまだ不十分であるという観点からも道州制の必要性があるというのを，最初にお話をしておきたいと思います。

松本

ありがとうございます。だいたい6～7分ということで予めお願いしておりますが，6～7分でまとめるというのは，大変でございますが，ご協力いただいてありがとうございます。それでは，次は，広島大学の川崎先生お願いいたします。

川崎

広島大学の川崎と申します。今日は，よろしく願いいたします。まず，最初にお断りしておきたいのは，こういう場にお招きいただき，話す機会を与えていただいた者でありながら申し訳ないのですが，この道州制の議論は，この数年にぎやかに行われるようになり，その中で，「お前は，道州制に積極派か，賛成派か」と言われると，必ずしもそういうふうには言い切れないところがあることです。特に大学の中でも，社会科学系，その中でも，法学部系，つまり法律学とか政治学系の方は，かなり消極派が多いのではないかと思います。激しく批判的な人もいます。そういう学会の同僚に遠慮してということでもないのですが，現に今年の年賀状のなかには，「お前は，旗振りをやっているそうだな」というちょっと脅しみたいなものもありました。けしからんという意味だろうと思います。それでは，私自身が消極派かと訊かれれば，かならずしもそういうわけではありません。ただ，東京市政調査会の西尾理事長が常々言われていることなのですが，「必ずしも積極派ではないけれど，道州制についての議論は早期に始めよう。」つまり「道州制論早期開始派」だということになります。私の実感としては，そういうところにあると思います。先ほど，松本先生も最初の方で言われましたけれど，つくることになるのなら，つくるべきだとしたら，より良いものを，現在の分権の要請に合致したものをつくる必要があると私は考えています。そういう意味で，先ほどご紹介がありましたけれど，広島県の議論にも参加をさせていただきました。そして，今日もまたパネリストをお引き受けしたような次第です。

さて，道州制が必要となった背景ということにつきましては，先ほど吉岡市長も話されましたように，松本先生がかなり整理をされて，ご講演の中で話されておりますので，それを敢えて繰り返すつもりはありません。ただこの種の議論をする時に重要なのは，例えば，道州制的なものが必要だとすれば，これは例えば財政問題等々があり，あるいは松本先生は，そもそも120年たった枠組みというものを常識的に考えていかなものかともいわれましたけれど，そういう必要性ということと同時に，いざさて実現をするとすると，こうした必要性が実現するための十分な条件があるかどうか，こういうところにも着目しなければならないだろうと思います。

もちろん，直接のきっかけは，吉岡市長がお話しされたように市町村合併が急速に，特に広島県では進行しまして，県が希薄化するとか空洞化するとかいうことがあちこちで語られるようになってきました。さらに，これまた吉岡市長が言われたように，地方行革という言葉があります。それはおそらく私の記憶では1970年代の半ばから使われてきました。もちろん，それ以前も自治体の行財政改革というものはあったのですが，ある種の固有名詞的に地方行革

という言葉が使われ始めたのは、70年代半ば以降だろうと思います。それから30年以上、自治体はずいぶんそういう努力を重ねてきました。なお総務省の監督の下にあるというお声もありましたけれど、そういうふうになってきて、その仕上げとして合併にも取り組んだのです。そうやって気がついてみると、まだほとんど手付かずのまま残っているところがあるのではないかと。それはしばしば、最後の聖域であるといわれている国の出先機関ですが、ここを何とか整理合理化できないかということ。この2つ、つまり一方で合併が進行し、他方で地方行革の果てに最後に手付かずのところが残っていることに気がついたのです。

これが、直接のきっかけであろうとは思いますが、先ほどの話に戻りますと、こうした道州制なるものをつくる、いわば機が熟しつつあるという意味での十分条件というものが、そろそろ出揃ってきたのではないかと考えています。

これは、まずは先年来の分権改革であって、若干フライングされた方もいらっしゃいますけれど、あちこちで意欲的な知事さんが出てきておられます。明示的にやってはならないと言われていること以外は、取りあえずやってみようという意欲的な知事さん、市長さんがどんどん出てきたということがまず挙げられるだろうと思います。

それともう1つは、私も仕事柄、県内外、あちこち自治体の職員の方と接することが多いのですが、自治体の職員さんの力量が非常に上がったというふうにも実感しております。もちろん、昔のことはよく知るわけではありませんけれど、先ほど言いましたように、70年代の半ばというのは、神奈川県の前知事が言われたようですが、「地方の時代」という言葉が生まれた時期です。それ以降、自治体ごとに研究所、あるいは研修機関が設置されるようになり、またその内容もかなりグレードアップしたのです。そういうものがどんどんできるし、職員自体が自主的な勉強を始める。そうした職員の気風を見て、進んで自治体の職員を志す人たちも出てきたわけです。吉岡市長が言われたように、県の権限を市町で受け入れていくのは、それなりの条件が職員の力量のレベルであったのだろうと思います。同時に府県の段階でも、そうした力の向上もある、意欲もあるという意味で、松本先生も語られましたように、県は管轄範囲も狭いし、それ以上に能力に疑いがあるという国の側の言い方が、果たして今日もなお通じるのかということに、私は大いに疑問を持っています。

十分やっていける。だからこそ、この道州制の議論というものの進み、国の権限を大幅に道州に受け入れて、それを使いこなしていこう、使い込んでいこうという力があるからこそ、まさに現実味が帯びてきて、やる気が起こってきたのだろうと考えています。

松本

そうですね。ありがとうございます。消極派とおっしゃりながら、しかし、かなり積極派に聞こえましたが、ありがとうございます。それでは、経済界から大田社長さん、お願いします。

大田

広島電鉄の大田でございます。ご紹介いただきましたように経済界の立場でお話をさせていただきますので、若干、ミクロな面のお話になるかもしれませんが、お許しいただきたいと思っております。

先ほど講師の松本様からお話がありましたように、47都道府県になりすでに120年余り、

1世紀以上もそのまま存在し、その間、非常に大きな社会の変化で、かなりの広域化が進んできています。飛行機や鉄道の発達、また自動車の発達と共に道路も高速道路が網の目のように建設され、経済活動や国民の行動圏は、ずいぶんと広域なものになりました。更に社会主義国が市場経済化して、地球規模でグローバル化が進んできています。特に、我が国の製造業を中心に、東アジアへの事業移転が進み、世界を含めた地域間競争が非常に激しさを増してきていると思います。また、一方、増加してきた人口も、昨年からは減少に転じて、労働力の確保が困難になることが確実であるということから、東アジア諸国との厳しい競争が予想されています。

このようなグローバル化社会において、地域における産業の空洞化を防ぎ、地域社会を活性化させるために、今後は、現在の都道府県の範囲では、とても産業政策や雇用対策に取り組むということには限界があると思います。例えば、中国5県を一体とした道州という広い範囲で取り組む必要があると思います。

また、グローバル化社会において、中国地方が競争力を維持するためには、今までのように東京とか大阪といった大都市圏を経由して海外と交流するのではなく、中国地方の国際空港や国際港湾を活用して、ダイレクトに人的、物的な交流をする必要があると思います。特に中国圏域内においては、各都市と国際空港や国際港湾を結ぶ高規格道路の整備が重要であると思います。現在は、県を結ぶ県間道路においても、各県の進捗状況に違いがありますので、一方が完成していても一方の県が未整備で供用ができないこともあります。また、総合交通ネットワークという視点で考えますと、今後は陸海空の広汎な視点から総合的に検討する必要もあると思います。

先ほど質問された方は京都からおいでになっておられますが、広島の一例を申し上げますと、広島から鳥取、広島から松江といった南北の方向に交通のネックがあり、当所広島においても広島市から広島空港までのアクセスが非常に悪いというのが評判です。地域ネットワークの形成について、そのような支障をなくするという意味においては、まず広島を中心とした交通体系について、更に活発な議論をし、広島の価値を上げる必要があるのではないかと思います。

道路については、広域は国土交通省の整備局、地域については地方自治体と実施主体が分かれていますので、総合的な取り組みに支障があると思います。

また、建設業や不動産業、製造業、交通事業者などの事業活動の指導監督についても、国と地方自治体から二重の指導監督を受ける場合が多々あります。また、事業執行の許認可や補助金を申請する場合についても、地方自治体のみではなく、国との調整も必要となり、また国との調整の場合には、出先機関との調整を含めて二重三重の手続きが必要となることもあります。このような重複行政の弊害は、我々民間事業者には、責任の所在もなかなかわかりにくく、事務処理や調整に多大な時間と費用を要することにもなります。

また、同様な事務処理をするために、国、地方自治体がそれぞれ部署を組織し、人員を配置しておられるということは、極めて非効率であると思われるので、やはり道州制を導入し、このような弊害を解除することで、スリムで効率的な行政の構築を目指すべきだと思います。

櫛 本

ありがとうございます。今のお話をちょっとフォローしますと、従来の都道府県制であれば、山陽の県も東西ばかり眺め、山陰の県も東西ばかり眺める。要するに中国地方は九州と関西、あるいは関東との橋渡し、通過道路ですから、東西ばかり眺めていたのですが、今度は、道州制となりますと南北の問題が重要になります。通してあげるというよりは、我々の生活をいかに大事にするかという側面を重視すれば、南北が大事になります。その他にもいろいろ面白いお話を賜りました。ありがとうございます。

それでは、九州からわざわざお越しいただきまして、九州の「道州制に関する答申」をおまとめになりました、道州制検討委員会委員長をお務めになりました石川会長さん、よろしく願います。

石 川

福岡から参りました石川でございます。私は、たまたま福岡経済同友会、それと九州経済同友会の代表をさせていただいております、今回広島県の方から、こういうシンポジウムに、九州と言う立場で、いろいろ検討されているので何か話してくれないかという話がありました。もともと私は、今日の広島県の資料にありますように、広島県が道州制に関して研究が進んでいるということも存じていましたし、市町村合併が極めて、全国のモデル的な進め方をされているということもよく承知しておりましたものですから、事務局からお話があった時にちょっと躊躇しました。と申しますのは、道州制検討委員会というのが九州にありまして、私はその委員長を仰せつかっています。今回先ほど、櫛本先生に報告を評価していただいたのですが、今の報告は必要性にとどまっています、道州制が必要だということを、いろいろなアンケートとかヒアリングとか大勢の人の意見を踏まえて、かなり緻密に積み上げたという点では、少し深く掘り下げたものかもしれませんが、そこにとどまっております、とても広島でそういった話をするというのは、躊躇したわけです。けれども、元々、札幌、仙台、広島、福岡の同友会は、東京、大阪、名古屋あたりの中央と違って、4局で同友会活動の議論を交わしている仲間でありまして、そういった関係からの勧めもありまして、出て参ったわけです。

このパンフレット、あるいは今、産学官それぞれの皆さん方から、道州制の必要性についてはお話がありました。私は、敢えてそれに触れるつもりはありません。お手元の方にも、我々の戦略会議のレジюмеが載っているようですので、後でそれを見ていただければと思っております。

ただ、非常に異なりますのは、今、戦略会議という言葉を使い、それから道州制検討委員会という言葉を使いましたが、これが唯一、広島の場合と違いますのは、九州7県が一致して戦略会議という会議をつくっています。これは、7県の知事と経済4団体でつくった会議体です。その中に道州制検討委員会というのが設立されて、先ほど櫛本先生がおっしゃったように、昨年10月に答申を出しました。7県が一緒にやっているというのが、非常に特徴ではないかと思えます。

九州と申しましても、皆さん、当然ご存知だと思いますけれど、イメージしますと九州は関門海峡から1つの島になっているわけです。一番北に福岡があります。東側に大分、宮崎、こ

の宮崎は、そのまんま東さんが知事になった宮崎県、西側に佐賀、長崎と広がって、南の方に熊本、鹿児島ということで、7県が九州を形成しています。この7県と一緒に議論すると言いましても、例えば福岡と宮崎では、世帯数では福岡の1割しか、宮崎はありません。ただ面積で言いますと、福岡よりも宮崎の方が広いのです。こういったいろいろな面での地域格差があります。人口にしろ、所得にしろ、産業構造にしろ、アクセスにしろ、いろいろな格差があるわけです。そういった中で、こういう道州制の検討を一緒にやろうということが、ある意味では特徴ではなかったらうかと思っています。

必要性については、敢えてここでは申し上げませんが、簡単に言いますと、国と県の縦割り行政、あるいは国と県の二重行政、こういった非効率性を解消するんだよとか、あるいは、国際競争力のある社会資本整備が遅れている、あるいは政策が欠如している、こういったことを道州制によって選択と集中する。あるいは効率的な投資や施策が必要な時期に、道州制というのは有効に働くのではないかと思います。抽象的に申しますとそういうことで、具体的には、いろいろ挙げていますけれども、皆様方がおっしゃったようなこととあい通じるのではないかと思います。

この九州地域戦略会議というのは、先ほど申しましたように、7人の知事さんと4つの経済団体、つまり商工会連合会、それから経営者協会、あるいは同友会、あるいは九経連、こちらでは中経連と申していますが、この4つの団体とで、昨年10月まで1年間かけてこの必要性の議論をして参りました。私は、その報告をいたします時に、確かに、先ほど松本先生もおっしゃいましたけれど、道州制議論が現実味を帯びてきたのだけれど、果たして先ほどのような地域間格差がある中で、これ以上道州制を進めていくのか、あるいは県別の広域政策的なことで、しばらくは並行的に進めて行くようなことになるのか。そのへんの結論はどちらだろうかと思ひながら、答申をしてきたわけです。その時に、かなりドラスティックな話ですけども、私は、「この1年かけて、皆様方7人の知事を1人にするということを一生涯懸命検討して参りました。こういう必要性について、道州制は必要であるという結論に達したので、どうぞご審議ください」ということを申し上げました。いろいろ議論はあったわけですけども、最終的には、道州制の検討を積極的に進めようと、そして進めるにあたっては、国と道州と基礎自治体である市町村、それぞれの役割分担をもっと詰めようというのが1つでした。2つ目は、税財政問題について、非常に難しいと思うけれど、お金の面も詰めようではないかと。この2つを今後も引き続き検討していこうということが、知事さん側から出まして、今後、第2次の道州制検討委員会が今後も発足していくという現状を、7県レベルで共通して進めているということが特色です。そのへんを、ご報告を持って換えさせていただきたいと思います。

櫛 本

ありがとうございます。私も、九州からご報告をいただきました答申を拝見しましたが、非常におもしろくて、さすが九州だなと思うところがたくさんありました。九州は広いので、広域的な行政というのは必要であるし、それから当然、地方分権が大事になるという1つの例をご紹介します。

学校の校舎、学校の建て方などにも全国一律で細かい規制があって、例えば、教室は南に面して廊下は北側という規則があるのだそうです。暑い南九州や沖縄では、逆、つまり廊下が南

で教室が北の方が良いということになる。しかしお役所が決めたままやらなければいけないそうで、そういうことまで、中央でお決めいただくことはないのではないか。地方のことは地方で決めたら良いではないかと思えます。暑いところもあれば、寒いところもあるわけですから、なにも、どの地域でも教室が南側で、廊下が北側ということまで決めなくても良いではないかというようなところは、さすが九州だなと思いました。

中国地方でしたら、暑からず、寒からずの地域ですから、お役所が決めたとおり、南側が教室で北側が廊下だということにあまり抵抗はないのですが、それにしても、そこまで子ども扱いなのか、地方が決めれば良いことまで中央が決めて、そして、それに反すれば法令違反であるとか、補助金はあげないという形で中央が地方に手を突っ込むということをしなくても良いのではないかという例、さすが九州だなと感心しながら拝見したところでございます。

さて、それでは一応4人のパネラーの方々に、なぜ道州制が必要であるかというお話を賜りました。第2ラウンドですが、しからは、そのメリットもありましょし、デメリットもありましょ。そのへんのお話を賜ります。第2ラウンドは、順番を変えまして、メリット・デメリットのアンケート調査を川崎先生のところ、おやりいただいていますので、そのご紹介も含めて、川崎先生からお願いします。

#### 道州制導入によるメリット、デメリット

川 崎

私どもの大学の社会学研究科ですが、付属の研究センターがあります。そのスタッフと共に、学長から経費をいただいて、昨年度、アンケート調査を行いました。これは、対象がいわゆる一般国民というより、それなりに社会の中で責任ある立場にある方々、経済、それから行政の世界ですが、そういう方々に中四国の範囲でアンケート調査を行いました。時間が限られていますので、そのごく一部を紹介させていただきます。

橋本先生はメリット、あるいはデメリットという言葉が使われましたが、これは道州制の実現に何を期待するかということに読み替えてもいいのではないかと思います。それが実現できれば、それはメリットと言えるだろうという考え方です。重複回答可で行って、そのメリットとして挙げられた上位3つですが、まず第一に「行財政上の合理化」、第二に「道あるいは州独自の地域政策」、三番目に「国の出先機関が統合されることによる合理化」となりますが、この合理化もやはり行財政上のという意味ととるべきでしょう。

こういった、多分に予想された回答ではありますけれども、このメリットということを議論する場合に、1つ考えておくべきことがあるかと思えます。改めて、皆さんにこういうことを言うのは失礼かと思えますが、道州制の実現そのものが目的であるわけではない。目的と手段というのは常に連鎖の関係にあり、その手段は同時に目的となり、その目的に対して、さらに手段をとというチェーンの状態になっていますが、我々にとって、目的はあくまで地域社会でのよりよい生活を実現するということであろうし、今であれば、例えば限られた資源、この場合、天然資源、エネルギーといったものを考えて、そうした限られた資源をいかに有効にかつ能率的に使って、これまたよく使われる言葉ですけれども「持続可能な社会」をつくっていくかが、大目的であろうと思えます。そのための手段として、非常に大きな手段であり、しばし

ばそれ自体が目的というふうに取り違えられることもあります。地方自治制度としては、国と基礎自治体の間にある中間的自治政府としては、道州制というものがベターであると考えべきであります。

その理由として、今アンケート結果を紹介しましたように、例えば中国地方5県で言えば、その5県の職員が1つの組織にまとめられれば、かなりの職員数の削減に結びつくのではないかと。その面での人件費の節減ということも期待できます。行政は常に資源不足、とりわけ財源不足の状態で活動しているわけであって、そうした限られた財源というものが、間接的な支出ではなくて、直接的な、つまり住民のための施策そのもの、事業そのものに使われていくのが望ましいということになるわけです。そういう考え方に立てば、この「行財政の合理化」という回答が出てくるのも当然だと思います。

もう1つは、このアンケートでも2番目に出ていましたが、道や州の独自政策です。これは、言い換えれば、総合政策と言っても良いだろうし、一体性の伴う政策と言っても良いだろうと思います。こういう言葉の中にしばしば広域行政という概念も入ってくるわけですが、広域行政については、松本先生がすでに紹介されました。例えば、市町村合併の際のメリット論ですが、その際語られてきたのはある合併を予想されている市町村間での様々な公共施設の重複配置という問題です。これは、よくフルセット主義とかワンセット主義と言われますが、自治体ごとにそれぞれ、すべての施設が揃っていなければならない。その結果、利用者も少ない、利用率も回転率も低いものが、あちこちにあるのです。その地域総体の資源の利用の仕方としては、やはりあまり能率的とは言えないのではないかと。そういうことが、道州制論の中でも、相当、妥当するところがあるのではないかと。思います。

皆さんも当然、ご記憶があると思いますが、佐賀空港とか、神戸空港とか、これはまだ完成していませんが静岡空港など、それぞれの県が1つの空港を持ち、やむを得ず2つ、3つ持っている県もあるのですが、その採算性ということが議論される以前に、とにかく欲しいものは欲しいという悲願、願望があります。それが、県民の対するサービスだということとされ、あくまで県という枠の中で考えられているのです。しかし、いずれも数千億円の規模の事業です。こういうものが、果たして必要なのだろうか。これは、まさに自前主義、フルセット主義というものの成せるわざではないかと思えます。また、この点は石川会長さんのところでも行われた調査にもあったと思うのですが、各県ごとに持っている試験研究機関、これは九州でも7県で80～90あり、それもかなり重複しているようです。こういうものを、県ごとに特化して集中的に運営することができないのだろうか。こうした機関もまた、各県ごとのフルセット主義の産物であると思えるべきでしょう。

それと、これは、実は皆さんお忘れになっているかも知れませんが、私のところに今なお、年に数回、首都機能移転事務局というところから印刷物が届きます。数ヶ月に一度ですから、そのたびにまだ議論をしているのだなと思えます。首都機能移転論というのは、一時期大いに流行りました。しかし、今はほとんど語られません。でも、事務局は残っているようです。定期的に、時に厚い冊子になって届きます。そういうものですから、私もすべてきちんと見ることはないし、今は、そういうふうの下火になっているけれど、かつてのあの熱気のもとで、東京一極集中というものをいかに抑制していくか、それを是正していくかという議論があったわけですね。ある種の温泉のように、定期的にこういう議論は噴出してくるのですが、松本先生の

先程の講演の言葉で言えば、「多極分散型国土の形成」ということになりますが、そういう志と、それを生み出す国土構造の実態は、決してなくなっていないのだらうと思います。今は、その声が沈静化しているだけでしょう。そういう志を実現するためには、やはり道州という枠が必要になってくるのではないかと、こういうふうにと考えています。

もう1つは、櫛本先生からの注文では、デメリットということであります。これも先ほどの調査での上位3つを挙げますと、「地域間格差」、これが第1位です。この場合の地域間格差は、当然二種類あって、道州間の格差と、道州内の、例えば中国州内部でのある種の一極集中というものが予想されることです。2つ目に、道州内、中国州内の一体感の形成が困難であるということです。これはデメリットというよりも、実現への大きな障害として挙げられたと受け取ることができると思います。この点は、私もかなり懸念していることであり、自発的、積極的に取り組む必要がある問題だらうと考えています。

先ほど、最初に妙なことを言いましたので、櫛本先生から消極派と言われましたが、あえて言えば、慎重派です。消極派では決してありません。ましてや否定派ではありません。慎重派です。いけいけどんどんでやっていけばということでは必ずしもなく、実現に至るまでは、ずいぶん難しい問題があり、それを思っていることです。

いろいろな危惧はあるのですが、その中の1つは、今の日本の各地域、特に県という単位で行われている施策は、47都道府県間の競争だということです。これは非常に激しい競争であり、実に大きなエネルギーを発揮しています。お隣の県では、「燃えろ」という標語もあるように、こうした県ごとの競争意識が、それぞれ県の施策を実現させ、時に無駄と重複と言われるものを生み出しながら、施策水準を高めてきたのです。こういう県単位のエネルギーが、中国地方、場合によっては中国四国地方ということもあるかもしれませんが、そういう地理的なくりの中でどれくらい維持されるのかということです。これも、ずいぶん先のことを頭の中で、ああこうだと考えるところになりますけれども。地域間交流は行われるでしょうが、現在の日本の各県の職員や議員や県民を突き動かしている、我が県ががんばらなければいけないという意志、意欲が、道州というくりの中でどういうふうになるのかなと、これが、私が危惧というか、心配をしているところです。以上です。

櫛 本

ありがとうございます。それでは吉岡市長、お願いします。

吉 岡

都道府県対抗駅伝がなくなると、ふと思ったり。寂しいことは、たくさんあると思いますが、市町村合併をしてみて、確かに市町村合併の時には、先ほどの格差もありましたし、それぞれ住民の皆さんから見ると、身近な役場が一緒になったり合併になったり遠のくではないか、このサービスはどうするのだということがあって、合併して4年目に入りますけれど、当然合併をした中でいうと、住民の皆さんからご批判をいただいたり、ご意見をいただいたり、なかなかうまく機能していないと怒られながら今やっていますが、少なくとも、道州制で都道府県が一緒になることによって、住民のサービスが身近でなくなるとか、そういったものをどうするのかという議論は、市町村合併以上には、また市町村合併ほどにはない。ある面で言うと、

道州制に移行することによって、今より身近なサービスが提供できるのではないかというメリットの方に、デメリットが変わるということがたくさんあるのではないかと感じています。

これは、もちろん、広島県から、都道府県からそれぞれの自治体への権限移譲を徹底的に行うという基本的な条件が整ってなければいけません。住民に身近なサービスを今、基礎的自治体の市町村がやったり、県、あるいは国がやっている段階から、すべての住民サービス、身近なサービスはすべて基礎的自治体で補うということになったら、これはより面積も効率性も良くなるわけですので、中身としたら、住民の皆さんにとってはサービスが良くなるということにつながってくるということになるかと思えます。

先ほど、会場の中から質問がありましたけれど、小さな自治体で何ができるか、どこまでの能力があるかということを考える前に、小さな自治体だからこそ、余計に大きな自治体よりも小回りが利く。合併前でしたら合併前の町村を含めて小さい方がより小回りが利いて身近な行政が展開できたと同じように、同じ道州に向かっていく場合も、同じように自治体さえしっかりしていれば、身近な住民サービスは、我々のところ、基礎的自治体で提供させていただく方が、より小回りが利くというところがあるかと思えます。この間、17年、18年でいううちの場合、広島県からの権限移譲でもう大きな項目だけで100項目以上の事業を権限移譲でやっています。初年度は、確認申請の事務というようなことで、建築主事という法的に規定された職員が必要ですので、当然うちはやっていなかったのではありませんので、県から2人職員を派遣してその事務をやっていますけれども、例えば、今回の耐震偽装の問題とか出た時に良かったなと思うのが、うちで民間審査機関から出た件数などもありましたけれど、簡単に1週間で黒か白か全部調べました。黒か白か調べると言うと、1週間で「全部白です」という形で調べてくれました。これは、大きくなればなるほど、数がたくさんになればなるほど小回りが利かなくなって、なかなか調べにくいというのがありますが、三次市だけの件数で、その当時100件近くだったと思えますが、それぐらいを調べるのは、優秀な職員でもありますけれども、ちゃんと1週間以内で、耐震偽装問題があるかないかを全部調べて出してきてもらいました。

去年の4月から、パスポートの申請受付を全国で初めてやり始めましたが、権限移譲して、すべての項目において、住民の皆さんから苦情とか意見とか言われたことは、この2年間で一切ありません。身近な行政でやっていただくということで、喜んでいただくことが多いと思いますが、このパスポートも一番端的な例です。今までですと、三次のようなところは、1週間に1回だけ午後から県庁の方が地域事務所に来られてパスポートの受付申請を行いました。当日すぐにいる方は、県庁に行かなければいけなかったのです。ではパスポートの申請に必要な書類は何かというと、皆さんご承知のとおり戸籍抄本とか住民票ですから、三次の市民の皆さんでも、パスポートをとろうと思ったら、必ず市役所に寄って、住民票とか戸籍抄本をとって、それから県庁の出先か県庁に来て、パスポートを受け取っていたということです。昨年4月から住民の皆さんは、手ぶらで市役所に来るだけですべて必要な書類が整って、市役所の開いている時間にすべて受け付けから申請、それから受理までできるという形に変わりましたので、県庁でやるよりも市の窓口でやった方が、格段に便利が良いということが起きてきたのです。

これを1つ1つ詰めていけば、当然、国の仕事にしる、県の仕事にしる、すべて住民に身近なサービスは身近な自治体でやらせていただくことによって、このデメリットといわれている

部分はすべて解決できるというふうに私自身は思っています。

さらにもっと言うと、国の方をお願いしているのは、いわゆる児童相談所、広島県でいう子ども家庭センターを三次市でやらせてくださいということです。これは、さっきの話のように、人口が中核市30万以上でないと児童相談所は置けませんという話をされて困っているところです。厚生労働省にこの前行くと、厚生労働省の方が言われるのに、児童相談所の設置は、大体人口30万人以上の中核市以上を想定していますが、そこでもなかなか受け入れられるところがないのだそうです。大変な仕事なので、「この大変な仕事を受け入れられる6万人の市がある事態を、うちは想定していませんでした」ということでした。この大変な仕事をわざわざ受けられるのですかというような話なのです。行政の責任をどこが取るかという役人の責任論からいうと、大変な仕事かもわかりませんが、実は子どもに関するいろいろな仕事をしてみると、身近な自治体でこの児童相談業務とか児童相談所に代わる業務をやらせていただいた方が、よりきめ細かく、早く対応できるということがわかったのです。生まれる前から、この親はちょっと危ないというのがわかりますし、半年検診とか1歳児検診の時に、保健士が家に行って検診するわけですから、その時に家庭の状況はどうだとか、子どもの体にあざがあるとか、虐待がないかというのがすぐにわかります。子どもが保育所に通うようになると、保育士が必ず毎日見ますから、同じ洋服を着ていたり、風呂に入らせてなかったりというネグレクト、児童虐待があるような場合には、すぐにその場でわかるということになります。これは、児童相談所に相談があって、初めてそこから物事が動くという話ではなくて、事前にそういう親とか、日々の業務の中で、こういった児童虐待を防止することができるという観点からいうと、本当に児童相談所といったような業務は、身近な自治体で持たせていただくのが、一番子どもたちにとっても、そういった防止にとっても良いのだということを、うちの職員も話をして、お願いに行っているところもあります。住民の皆さんのサービスのことを考えると、これをどんどん徹底していく必要があるかと思えます。

さらに、先ほどのメリットのお金の関係からいうと、道州制に移行する段階で権限移譲を進めていくと、調べてみたら広島県の地域事務所だけで、2400人の方がいらっしゃるのです。教育事務所の方も入れると、百数十人プラスになるのだと思います。そうすると、今の地域事務所の仕事を全部各自治体で行うことができたなら、少なくとも200億円以上の事業費の予算が浮くはずで、さらに、県の建物に対する経常経費とか光熱費ということになると、かなりの広島県の予算も浮くはずで、やはり行財政の効果というのは、ものすごく大きいものがあると思います。それから、中国地方の出先でいうと、出先の国家公務員の数も1万8千人いらっしゃるそうです。この金額だけで、1130億円といえますから、これを道州制に移行して、この仕事をなくすだけで、国の国家公務員がいなくなります。仕事は道州で行うといったことを考えると、1130億円ですべていくか、ある程度の一定の職員とか、仕事を残さないといけないということが発生するにしても、これは、相当数の行財政の効果になるという思いの中で、ぜひデメリットはメリットに変えることができるし、メリットはやはり、かなりの行財政効果が道州制によって生まれると思いますので、権限移譲によって単独の広島県からも生まれますが、道州で国の出先をなくすと、これだけの人もお金も財政基盤を含めて行財政改革ができるというのが、一番のメリットになるかと思えます。

櫛 本

ありがとうございます。大変、説得力あるお話でございました。それでは、大田社長さん、お願いします。

大 田

経済界から考えられるメリットは、産業の活性化というのが、メリットの1つになると思います。産業を活性化するためには、やはり循環型の経済システムをつくる必要があると思います。中国ブロック内で立地している産業については、ブロック内で部品や原材料を調達する。また食料品ということになると、消費される材料は中国ブロック内で生産される材料を活用することで、地域産業の活性化を促進させることが重要であると思います。

それから、今まで地方の資金が、東京など大都市圏に一方的に流出していましたが、産業の集積が新たな集積を呼ぶような地域内の循環システムを作ることで流出を防ぎ、自立した経済圏を維持することで、今後のグローバル化社会における競争力を保つことも可能となると思います。

また現在、人口減少、少子高齢化社会の進展で、将来の地域社会においては、年金収入が、地域の大きな所得となるといわれています。すでに、旧内海町では、全体の54%が年金に依存しておられると聞いています。このように貴重な所得を大都市圏に流出さすことなく、中国ブロック内で消費し、投資してもらうことが重要です。この地域内循環システムの形成には、現在の都道府県という範囲では、やはり範囲が狭すぎますので、道州という広い圏域で捉えることができれば、これはメリットにつながると思います。

それから、中国地方には多くの国際的企業が立地をしています。例えば、マツダ(株)では広島と防府に生産工場があり、多くの部品メーカーは両県に立地しています。鉄鋼では、JFEスチール(株)が、福山と水島に製鉄所があり、日新製鋼(株)も呉に製鉄所と周南に製鋼所があります。造船所は、呉、尾道、下関をはじめ、この地域に多数立地をしていますし、水島や岩国、大竹、周南などには多数の石油コンビナートも立地しています。このように中国地方は、我が国有数の重厚長大産業の拠点でもあるわけです。近年では、シャープ(株)やエルピーダメモリ(株)などの最先端の電気機械産業の立地が進むなど、世界的な産業群が立地している関係で、県境を越えて、道路、港湾などのインフラ整備、研究開発など総合的な支援をする体制が必要です。早期の体制作りのためには、道州制を導入することが求められており、このような総合的な体制ができるということは、大きなメリットにつながると思います。

道州制導入によって、現在の都道府県の区域が大きく変わり、行政単位が拡大することで、多くの企業の事業活動に大きな変化と影響が出てくることが予測されます。これは、場合によってはデメリットにつながりかねないものになるかもしれません。例えば、広島県の許可で営業している建設業では、今まで広島県を中心に事業を展開していますが、他県からの同業者参加が考えられますし、従来の県区域での事業を中心としている地方銀行やテレビ、ラジオ、新聞、運輸事業なども、ブロック全体が営業エリアになり、事業範囲が拡大することで、企業間競争が非常に厳しくなると思います。

例えば、タクシーの営業を例にとってみますと、タクシーの免許というのは、以前は町にありました。五日市町で免許を持ったタクシーは五日市町内、可部町なら可部町内でしか営業が

できませんでしたが、現在広域の広島市では広島域全部がタクシーの営業エリアに拡大されました。そうすれば、やはり一番需要の多いところにタクシーが集まりますから、流川界隈がタクシーで溢れる状態になるわけです。

中国5県を見ましても、どこが一番魅力ある経済圏かというところ、やはり広島ではないかと思えます。そうなれば広島が草刈場になる可能性が高いと思えますし、そのような混乱は、簡単に予想ができると思えます。

逆にメリットといえば、複数の県が道州になるわけですから、そこから新しいビジネスチャンスも生まれると思えます。いずれにしても、予想される混乱を避けるためには、やはり新たな州法というか、地域のローカルルールを明確に制定する必要があると思えます。この議論も、大変重要な議論ではないかと思えます。

機 本

そうですね。相当煮詰めないと大問題になるかもしれませんね。ビジネスチャンスということにもなりますけれどね。ありがとうございます。

それでは石川会長さん、お願いいたします。

石 川

メリット、デメリットを整理する前に、先ほど九州では、7県が一緒になって答申をしていますということをお知らせしました。何で九州は7県が一緒になるのかというのは、おそらく疑問でもあると思えます。私共もなぜかと確信を持って言える要素はないのですが、5つばかり今のところ整理させていただいています。

先ほども申しましたように、九州は地形的に関門を渡れば1つの島ということで、区割とかこういったものに大きな問題がないのかなというのが1つです。2つ目は、中国地方ほどではありませんが、市町村合併が非常に進みまして、約5割の市町村が減っています。約半減したということです。そういった意識がかなり高いということです。

3番目には、かなり政策連合が進んでいます。先ほど、私は二者択一もあり得るかなと申し上げましたけれど、政策連合がかなり進んでおりまして、例えば、九州観光推進機構というのが、戦略会議の中にできています。これは端的に申しますと、観光地図というのは、自分の県だけ色塗りしてあります。隣の県は白地図になっている。そういうことでは、一体的な観光開発ができないのではないかとということで、九州観光推進機構ということで、いろいろな観光に携わった機構を九州全部で1本化して、観光開発の紹介をやっていきます。こういった点、あるいは産業廃棄物税といったものを、7県一緒に17年度から徴収するようにしました。そういうように、九州ではかなり政策的なものが進んでいて、それらが1つの道州制への検討の下地になっているのかなと思えます。

4番目は、先ほど松本先生が触れられましたけれど、国が道州制に向けて現実的に動き出したということです。それから5番目は、九州の特徴かも知れませんが、非常にアジアに近接して、今後、アジアとの戦略というのは、九州各県、非常に身近に感じています。こういった共通認識があるのかなと思っております。

6番目は、私のまったく個人的な見解なのですが、九州には約60年間続いた九州経済調査

協会というシンクタンクがあります。これは、戦後すぐできたわけで、これが、毎年「九州経済白書」というのをつくっています。この「九州経済白書」というのは、産学官、それぞれ銀行とか学校とか、経済界のいろいろな企業とかの非常の利用率の高い調査資料を毎年出しており、昨年は、60周年を祝うということになったわけです。そういったような、戦後からずっと九州を1つに捉えたローカルシンクタンクが非常に活発な活動をしているというのも、意識づけの中にあっただのかなど、これはあくまで私の個人的な評価です。

ところで、メリット、デメリットということですが、先ほど、櫛本先生がちょっと触れられたように、学校の教室、建築方法については、建築基準法で決められている、あるいは、保育所の保育児童1人あたりの部屋は児童福祉法で決められています。こういうように、国の過剰関与の例がたくさんあります。これがデメリットの1つです。それから、国の縦割り行政ということをよく聞きますが、例えば、九州では半導体とかITでクラスターというのが計画されたり、実施されたりしていますが、こういう同じようなものが、県単位でできたり、あるいは市・県が共通してつくってみたりというように、ある意味では効率的でないところが極めて目につきます。

もう1つは、国と県の二重行政です。例えば、同じ一級河川の管理が、区間によって、県と国土交通省に分かれているのは、まったく無駄です。それから、県の横並び意識の弊害、これは例えて言いますと、先ほど申し上げましたように北九州から東側には、大分、宮崎と続いています。九州には、の十の字の高速道路をつくらうという計画がありまして、今言いました東側だけがまだできていません。ところが、東側には、最近、自動車工業とか先端的な企業がぞくぞくと進出していて、どうしてもこの道路は必要なわけですが、この道路が大分県、宮崎県、鹿児島県、3県の県庁所在地を中心に、各県ごとに27kmずつ等分につくっていかれるのです。全長は440kmぐらいあるわけです。したがって、虫食い状態でしかできない。こういう各県の横並び意識というのも災いしているのかなと思います。こういった問題点がありまして、これが即デメリットになるのではないかと考えております。

こういったものをメリットとして換算して考えていかなければいけないわけですが、メリットとしては、今申し上げましたことの反対、例えば多極型九州ということで、九州のいろいろな地域特性を活かした拠点を活かして、九州を一体的な発展地域として、しかも重点的な多極的な特色を持たせるということが言えるかと思えます。そういった九州を一体的にするといったメリットは、多極型、分散型の特色を活かすということで良いではないかという一方で、逆に各地域のアイデンティティーが消えはしませんかということ、いわゆる没个性的に地域がなくなりますかという心配、あるいは、九州全体が画一化するという九州全体の文化、地域の特色、あるいは地域資源が失われてしまうのではないか。あるいは、道州制というのが仮にできたとしても、道州内で地域の格差がさらに拡大するのではないかとといったような心配。あるいは、県単位で事業を展開している事業、例えば何々新聞とか、何々テレビとか、何々銀行とか、そういった県単位で事業を展開している企業、こういったものが一体どうなるのだろう。さらに強いて言えば、広島広陵高校が甲子園に出るという時に、高校野球はどこを応援したら良いのかというようなことまで、いろいろ心配事があります。

しかしそういったことが、道州制によって心配事だけかといいますと、先ほどキーワード的に申し上げました、九州全体をそれぞれ特色のあるところで、多極型九州を形成するという切

り口から道州制というのを考えれば、このデメリットはメリットに転換するのではないかと  
いうように、非常に抽象的ですがそのように考えているところです。

機 本

はい、ありがとうございました。ちょっと悪乗りをするのですが、今、九州経済調査協会が、  
九州の経済白書をお作りになって、九州の一体化に貢献しているというお話がありました。

実は、私の今日の肩書きは、中国地方総合研究センターの理事長という肩書きかと思いき  
が、私が属していますこの中国地方総合研究センターと九州の経済調査協会は、先祖が一緒で  
ございます。日本が戦争に負けた時に満州鉄道の調査部の職員が日本へ帰ってきて、それぞ  
れの地域で、地域の調査研究をやったのが、九州では九州経済調査会で、中国地方では私が  
おります中国地方総合研究センターなのです。

あちらこちらの地域にできたのだと思うのですが、かなりつぶれて、日本で今残っている  
のは、九州さんと私どもです。九州さんは前から九州経済白書をおつくりなのですが、私共  
も見習いまして、現在では中国地方の経済白書をつくっておりますので、ぜひともお読み  
頂ければありがたいと思っております。

それから、デメリットと申しますと、道州間の地域格差と、もう1つ重視されているのが、  
先ほどお話がありました、道州内の地域格差です。今、お話がございましたが、九州の場合  
を拝見しますと、3つの柱がそれに対して考えられています。つまり、九州内での多極分散  
型九州というのが1つのテーマで、州都がどこになるかわかりませんが、仮に福岡なら福  
岡になった時に、全部福岡に権限を持ってくるというのではなくて、九州の中での多極分  
散型九州というのを高らかにうたっておられます。

もう1つは域内の九州の中の域内分権ということと、これは吉岡市長がおっしゃって  
いましたが、権限が住民に近くなる。つまり、霞ヶ関で決めていただいたことを地方で  
実行するのではなくて、道州の中で決めたことをその州内でやるのです。あるいは、市  
町村の場合でしたら、身近なところで決めたことをそこでやるという、決定の権限が  
近くにあるという形でのデメリットの回避というのを、九州では高らかにうたっ  
ておられて、これは大いに参考になると思っております。

さて、だんだん時間がなくなってきました。後12～3分くらいですので、ぜひ項目  
だけにしたいのですが、最後の一言ということで、まず吉岡市長さんからお願いします。

#### 道州制導入のために必要なこと(まとめ)

吉 岡

権限移譲でいろいろなところに行っていると、怒られたり、なぜかなと感じることが  
たくさんあります。例えば、教育委員会の関係で、これは市長会などでもそうですが、  
国が別に給与なんか出さなくても、市町村で出せば良いではないかということ  
を言うと、文科省が烈火の如く怒るんですね。県はあまり言われません。もう  
1つは、教員人事権の移譲ですが、合併をしてそれぞれの自治体が大きくなり、  
小学校や中学校の数も増えたので、それぞれの自治体で単独ということは  
広島県ではなくなったので、何か問題が起きた時だけ市町村の市長と教育長

が謝るのではなくて、人事権も持っていないのに謝るだけ謝らされるのは、どうもおかしいということを教育長に言いましたら、広島県があまり乗り気ではなくて、文科省に行くと、文科省は良いみたいなので、今は中核市までは移譲して良いとかいう話です。

なぜどこに違いがあるのかと思った時に、どこでもそうだと思うのですが、うちの三次市でもそうだと思いますが、権限と予算を持っているところは、それが何であろうとも離れたがらないのです。おもちゃみたいなものです。一旦持ったものは、絶対に離したくないのです。これがどんな事業であろうと、権限であろうと、予算であろうと離したくないというのが基本的なものかなということに改めて感じます。

そうすると、反対に、道州制が良いのは、国が主導でやる限りは、都道府県がどうかなろうと国にとってはあまり関係ないということからスタートすれば、かなり我々の想像以上の速さで道州制が進んでくるのではないかという、ある面でいうと期待と、それから都道府県を中心に広島県のように先駆的に権限移譲や道州制を捉えるところがあると良いのですが、自分の都道府県をなくして道州へと本当に真剣に考える都道府県の職員さんなり、知事さんなり、ましてや最後の一番の難関の議会が、自分たちの首、調べてみましたらこの中国地方5県だけで250人ぐらい県会議員さんがいらっしやいますから、通常でいうとうちの三次市だけでも106人から今は38人、来年の選挙で26人ですから、市町村合併でもかなり少なくなっただけでも4分の1以下です。3分の1になるにしても、最終的に県議会の議決をとるとなると、大変な努力と中身といろいろなことが起こるということを見ると、これは都道府県の知事会議などで、広島県などでもっともっとPRをいただいて、先駆的に道州制とか権限移譲を進めていただくということもありますが、実は、市町村が主体で、住民の皆さんとか経済界とか国との関係の中で道州制を進めていかないと、うまく物事が進んでいかないのではないかというのを改めて感じます。

今日のシンポジウムを通して、ぜひ、そういったところの方向を、自治体の皆さんにも、まだまだ首長も含めて、道州制がどうなのか自分たちに関係ないという自治体も多いと思うのですが、自治体がやはり最終的にしっかりしないと、道州制というのは成り立たないというところがありますので、ぜひそれをお願いしたいと思います。

それとやはり、都道府県は広域な形として、いろいろな役割があり、私自身の三次市は島根県の県境に接するところで、例えば病院とか就労とか、すべて島根県側の県境に接した皆さん方は、三次の病院、三次の働く場所にいられています。それから、三次の川は全部、島根県に流れていますので、そういったところでいうと、そういった広域な形でやっていただく方が、より合併後のまちづくりとしたら良いということだと思います。ついでに高校野球ですが、三次高校は甲子園に出たことがないので、島根県の予選に加えさせてもらえれば、甲子園に行けそうな気がするのですが、いろいろなメリットも活かせるかなと思います。

一番のネックとなるのは、州都の問題もある。これも言わなければ、間をとって三次かとおおらかに皆さんが言っていただけたら、うまく道州制に移行ができる。先ほど言われましたように、州都がどこにあるとか、州の権限とか州の仕事というのは、権限移譲すればするほどなくなるわけですから、その州庁に行かなければいけないとか、そこに行かなければ仕事ができない時代ではないと思うので、やはり三次でも良いかということに、ここは最後のPRですから言いたい放題言わせていただいて終わります。

櫛 本

ありがとうございます。将来は、中国州の州都は三次で、州知事は吉岡市長ということになればと思っております。(笑)

吉 岡

高校野球の監督をします。(笑)

櫛 本

もう時間がござませんので、2分で川崎先生お願いします。

川 崎

2分で二言ほど話したいと思います。1つは道州制に絡めて大いに議論をし、きっかけにしていただきたいと思います。これは、もちろん道州制を推進しようとか実現しようとかいう方向で行われるものも当然あるでしょうけれど、これを機会にいろいろ、ああだこうだと提案し、議論すべきことがあるのではないかと思います。

私は、今日改めて、先ほど吉岡市長さんが言われた、道州制になると身近な行政が増えるのだということに気づきました。あのような通常の受け止め方と逆のことを言われて、つくづくそうだなと思いました。つまり、道州制によって県庁の市役所的な事務が市町に移譲されていけば、身近な行政というものが充実するという、ある種のパラドックス。こういうふうに、印象的にある言葉を捉えて、それに対して賛成だ、反対だという反射的に対応するのではなく、こういう機会にもう一度じっくり考えてみるべきことも少なくありません。

市長さんばかり引き合いに出して申し訳ないのですが、およそ道州制の州都たるものは、どういうものなのか、州都的な機能とは何かとか、その立地条件は何だろうとか、こういうことも改めて、既存の都市のここですよということではなくて、考えてみる必要があるのではないかと思います。

もう1つ言えば、例えば州議会などができた時に、その州議会の議員さんの議論、審議の流儀というのは、自ずから国会でのそれ、市議会でのそれとは違うものになるのだらうと思います。国で言えば、国際的な議論、国家的な議論になるはずですが、市議会であれば、住民の生活に密着したまちづくりの議論をするのだらうと思います。それとは違う、州議会議員の議員らしい議論の仕方、あるいはそのための選挙制度を初めとするルールというものは一体どうすればよいのか。この道州制の制度構想を議論する中で、もう一回、言葉や概念の洗濯も含めて、再検討すべきことは少なくありません。

もう1点は、様々な実績を積み重ねていく必要があるのではないかというふうに思います。これもまた市長さんが言われましたが、道州制は一挙にできるものではありません。例えば櫛本先生の中国地方総合研究センターも、中国地方というカバーの仕方であろうし、電力会社さんもそういうカバーの仕方です。こういう事業や活動をいくつか積み重ねていくと、事実上、道州制的な経済の活動の仕方、あるいは、様々な施策の発想や展開の仕方が生まれて、ある時、ちょっと指を触れたらひっくり返って道州制の社会的、経済的基盤ができあがっていた、とい

うことも予想しないわけではないのです。

その際に、特に国土計画というものと、今以上に緊密な連携することが必要になってくるのではないかと思います。フランスでもう20数年前に自治体としての州制度ができましたが、これもそもそも有名な経済計画の空間化というスローガンのもとで、およそ50年前に始まった県の枠を越える地域計画の策定がきっかけとなったものです。計画という時間の軸に空間という要素を入れようという方針の下で、現在の州制度は、まずその地理的枠組みを画定し、州単位で経済人や労働組合活動家が集う諮問会議を設置することから始まったのです。日本においてもそういったところは、参考にすべきではないかと思います。以上です。

櫛 本

ありがとうございます。それでは大田社長、お願いします。

大 田

道州制議論の中の1つに効率的な行財政改革がありますが、現在の都道府県の体制で収めた税金が効率的に使われているかどうか、国と地方を通じて800兆円もある借金をどうやって返していくのか、また、今後の人口減少や高齢化社会において、いかにして地域の活力を維持するのかといった様々な観点から、道州制に関する経済界の関心は近年非常に高まっていると思います。

しかし、まだ具体的な議論はなされてはなく、加えて、先ほど申し上げましたように企業活動が具体的にどのような影響を受け、どの業界が一番影響を受けやすいのか、そのためには何をすれば良いのかという具体的な議論を、経済界の中において早急に始めるよう提唱したいと思っています。

櫛 本

ありがとうございます。石川会長さん、お願いします。

石 川

先ほど申し上げましたが、九州での検討は、必要性論をやっと仕上げたところでございます。戦略会議の方からは、国、道州、市町村の役割分担、それと税財政問題について検討すべしというご下問をいただいたわけです。

役割分担につきましては、先ほど松本先生の第28次地方制度調査会の最後に参考資料として載ってしまっていて、国と道州はどういう仕事の役割分担があるかということ、移譲すべき業務がいろいろ書いてございます。例えば、九州の検討の中で例を申し上げますと、義務教育は国か地方かと言う問題があります。法律上は自治事務で地方の事務ですが、国が極めて詳細に関与しています。あるいは、生活保護は国か地方か。これは、皆さんどちらだと思われませんか。これは、現在は、国の事務になっています。ところが、生活保護というのは、身の回りを見回しても、まさに執行は地方がやっています。こういった国と地方と道との役割分担をきちっと詳細に詰めようということが1つです。

それから、広島県の先ほどのパンフレットの中には、お金の問題が触れられています。道州

制における税財政制度のあり方、我々もこういうことを参考にしながら、道州制を実現するための税財政制度を、少し時間をかけて、じっくり検討してみたいと思います。これは、いずれにしても道州制になったからといって、予算規模が増えるわけではありません。小さくなった予算をいかに効率良く使うかということにかかってくるので、このへんの勉強をして参りたいと思います。

いずれ、そういったことが提案できる時期が早くくれば良いかと、今日のお三方のお話、あるいはこういった資料を参考にしながら、今後研鑽を積ませていただきたいと思います。以上です。

## 機 本

ありがとうございます。もう時間がございませんので、まとめるといってもまとめる時間もないのですが、今日は州都についての話がほとんど出なくて、将来の州知事が吉岡さんだというのが決定したぐらいです。(笑)

けれども、州都についてはもう余り時間がないので議論したくないのですが、まあ、どこでもいいよと主張される方がおられます。例えば、アメリカの州都は、名前も知られていない別に大した都市ではないではないかという話が良く出てきます。それはその通りです。でもアメリカの州都といえども、どこでも良いといって州都にしたわけではないのです。

例えば、1つの例を申し上げますと、カリフォルニア州の州都はサクラメントで、決してサンフランシスコやロサンゼルスほど有名ではありません。サクラメントは今41万人ぐらいの人口ですから小さくはないのですが、そうはいっても400万人のロサンゼルスに比べればはるかに小さいのです。実は、サクラメントが州都になったのは1854年で、その6年前に、サクラメントのすぐ近くで金鉱が発見されました。金鉱が発見されてゴールドラッシュになり、それですぐ近くのサクラメントが、わーっと経済的に大きくなって、経済の中心地になったので、カリフォルニア州がサクラメントを州都にしたのです。

ところが、そのうち金鉱が駄目になり、ゴールドラッシュが消えます。消えましたら、経済が今度はサンフランシスコの方に移ってまいります。サクラメントというのは、サンフランシスコから115kmほど北東にあるので、広島と福山ぐらいの距離なのです。サンフランシスコは良い港ですから、大発展をしました。しかし、経済の力がサクラメントからサンフランシスコに移ったけれど、州都はそのまま残りました。つまり、州都のサクラメントから経済が逃げたのです。経済の中心地を州都にしたという意味で、最初は成功例だったのですが、結局、経済に逃げられて、失敗例になったというのが、現在の州都サクラメントなのです。

なぜ、経済の中心に州都を置いたかということ、経済の中心というのは、人様が集まり、物資が集まり、情報が集まるのです。情報を制するものが天下を征し、州をリードするのが州都ですから、州都にとって情報は必須なのです。それが当時はサクラメントであったが、今は違うよという話です。こういう類の州都は、アメリカにはあちらこちらにあります。なんでもないとところを州都にしたのではないということを1つ今日のお土産にお持ち帰りください。

全体をまとめておりませんが、今回だけでなく、次の会、さらにその次の会でどんどん煮詰めて、道州制に対する対応が一番早いのは中国地方であるというふうになりたいな、と思います。そして、我々の子や孫たちに素晴らしい地域を平成時代の我々が残したと言われたいな、

と思います。

ということでちょうど時間でございます。私の司会は拙かったので大変申し訳ないのですが、これで終わらせていただきます。どうも、本日はありがとうございました。